

# 令和3年第2回長南町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和3年6月9日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)  
日程第 3 会期決定の件  
日程第 4 諸般の報告  
日程第 5 行政報告  
日程第 6 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
日程第 7 請願第 2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願  
日程第 8 議案第 1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 9 議案第 2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第 3号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第 4号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第3号)について  
日程第12 議案第 5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第13 議案第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第14 議案第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第15 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	8番	大 倉 正 幸 君
9番	板 倉 正 勝 君	10番	加 藤 喜 男 君
11番	丸 島 な か 君	12番	和 田 和 夫 君
13番	松 崎 剛 忠 君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総合調整担当主幹	田中英司君	総務課長	三十尾成弘君
企画政策課長	高德一博君	財政課長	江澤卓哉君
税務住民課長	長谷英樹君	福祉課長	仁茂田宏子君
健康保険課長	河野勉君	産業振興課長	石川和良君
農地保全課長	鈴木隆生君	建設環境課長	唐鎌伸康君
ガス課長	今関裕司君	学校教育課長	川野博文君
学校教育課主幹	村杉有君	生涯学習課長	風間俊人君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

---

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、令和3年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

令和3年度もはや2か月が過ぎましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。引き続き、議員の皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

ここで、令和2年度各会計の決算概要につきまして、現在調整中ではございませうが、ご報告申し上げます。

一般会計では、おおむね歳入総額63億8,800万円、歳出総額60億300万円、歳入歳出差引額3億8,500万円程度となっております。このうち、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億3,900万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計で申しますと、おおむね歳入総額26億6,900万円、歳出総額25億6,700万円、歳入歳出差引額は1億200万円程度を見込んでおります。

また、ガス事業会計では、売上高6億4,000万円程度を見込んでいるところでございませう。

さて、本定例会でございませうが、条例議案、補正予算、人事案件の計7議案をご提案申し上げます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時02分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 河野 康二郎 君

4番 岩瀬 康陽 君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る5月31日に委員会を開催し、令和3年第2回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正3件、補正予算2件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、人権擁護委員候補者の推薦1件の計7議案が議題とされているほか、請願2件、発議1件が予定されております。

また、一般質問は7人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日6月9日から11日までの3日間とすることに決定いたしました。

明細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和3年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日9日から11日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日9日から11日までの3日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案7件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

また、本日まで受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お

手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和3年4月分の例月出納検査結果及び地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和2年度長南町一般会計予算継続費繰越計算書、同法施行令第146条第2項の規定による令和2年度長南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、同法施行令第150条第3項の規定による令和2年度長南町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告、並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 4点ほど行政報告をさせていただきます。

1点目は、65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種に係る取組状況についてでございます。

長生郡市において統一して行っておりますコロナワクチン接種につきまして、65歳以上の高齢者の接種が、先月5月25日から、電話とインターネットを介して予約が始まり、29日土曜日から医療機関で接種が始まっております。

町では、4月12日より予診票や接種券を65歳以上の対象者に送付し、5月18日より接種予約の開始や、接種開始日、接種できる医療機関の案内の送付を行いました。これにより長生管内約5万3,000人余りの高齢者のワクチン接種が開始されており、本町においてはそのうちの3,500人弱が対象となっております。

政府は、当初の計画を急遽前倒しするような形で、65歳以上の高齢者のワクチン接種を7月末までに完了させる目標を掲げております。長生郡市でも、その目標を受け、当初は個別接種のみで9月の接種完了を予定しておりましたが、各市町村ごとに集団接種も実施することとし、本町でも町内の2医療機関の協力をいただきながら、一日でも早い接種の完了を目指しております。

本町での集団接種は、2医療機関に協力をいただいたとしても、540名の方の接種までにとどまり、接種者数を見込んでみますと、1回以上予約された方を加え2,080人程度の接種となります。これを接種率8割で見込んだ場合、720人程度は2回目の個別接種のご予約をお願いすることになります。予約が取れないのではとの心配もあるかとは思いますが、市町村の集団接種が開始されることもあり、2回の個別接種分は十分確保されておりますので、慌てず、コールセンターでのご予約をお願いしたいと思っております。

なお、集団接種につきましては、町独自の専用回線を引き、電話での予約といたしますが、詳しくは来週、65歳以上の該当者に案内文を送付する予定でございます。

以上のことから、集団接種を併せて行ったとしても、政府の目指す7月末までの65歳以上の高齢者のワクチン接種完了は厳しい状況ですが、町としては、まずは65歳以上の高齢者への安全なワクチン接種を最優先に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業委員会委員についてでございますが、現農業委員会委員の任期が7月28日に満了することに伴い、

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、委員の推薦、募集を受け付けたところ、候補者は定数の8名という結果となりましたが、その後1名が辞退しましたので、再度農業委員1名をおおむね1か月、推薦、募集をいたします。その後、農業委員候補者評価委員会において、委員として適任であるかどうか審議した後に8名全員を7月の臨時会で議会の同意を得たいと考えております。

次に、一宮川流域治水協議会、第1回長南町部会の開催についてでございます。

令和元年10月25日の大雨では、特に茂原市、長柄町、長南町において、災害関連死を含めて7名の人的被害をはじめ、家屋約4,000戸、官庁舎、要配慮者利用施設などに甚大な浸水被害が生じました。これを踏まえ、千葉県では、一宮川中下流を河川激甚災害対策特別緊急事業等により、河道断面の拡大や調整池の増設など、河川整備が行われております。

一方、一宮川上流及び支川においては計画的に実施する浸水対策を持っておらず、現行の河川整備計画にも河川管理者が行う整備内容が位置づけられていないことから、河川整備計画の変更を行うこととされています。

また、今後の気候変動による水害の激甚化、頻発化が懸念されていることから、河川施設では防ぎ切れない洪水に対して、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる流域治水が必要とされています。

このことから、その実効性を高めるために、千葉県では昨年6月に、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会を発足し、以降5回の検討会を重ね、一宮川減災対策会議にその結果が報告され、令和2年12月21日には、一宮川流域治水協議会が新たに設置されたところです。

本年3月23日に、第1回一宮川流域治水協議会が開催され、中小河川としては全国に先駆け、一宮川水系流域治水プロジェクトの策定と、流域治水協議会の下に各市町村部会を設置することを、千葉県と流域市町村長で合意し、長南町部会については去る5月25日に第1回目の会議を開催したところです。

今後は、住民との合意形成を図りながら、長南町部会で議論し、結果については、上位の流域治水協議会に報告し、流域全体で浸水対策を講じていくこととなります。

最後に、地域公共交通計画の策定に係るアンケート調査の実施についてでございます。

地域公共計画については、通称交通計画マスタープランと呼ばれるものでありますが、平成28年3月に策定した地域公共交通網形成計画に引き継ぐ計画書の位置づけとなっております。

今般は、本年度と令和4年度の2か年をかけて、次期の第2次となるべく、交通計画マスタープランを策定するものであり、その一環として、今回、住民ニーズを的確に捕捉することから、アンケート調査を7月頃から1か月間かけて、町民を対象とし無作為に抽出して実施するものです。また、併せて巡回バスの乗降調査も実施してまいります。

長南町第5次総合計画の前期基本計画に記されている基本方針1（社会基盤の充実したまち）で、施策2の公共交通の利便性向上として、明確に主要施策の地域公共交通網の整備として掲げられ、今後の町づくりの基盤となる重要な計画書づくりとなってきております。

今後、この計画書は長南町の将来を大きく左右する、非常に大事な計画書となることから、このアンケート調査の集計・調査分析等をしっかりと把握し、今後の方向性に向け、万全に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

---

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第7、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第1号については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定いたしました。

---

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第7号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は行政不服審査法施行令の一部改正に伴い条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は地方税法施行令の一部改正を受け、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は奨励金の交付対象の範囲を拡大することにより、移住・定住の推進を図るために条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度長南町一般会計予算補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の制度に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費の追加が主な内容でございます。歳入歳出それぞれに961万4,000円を追加し、予算の総額を46億7,809万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費を追加するもので、歳入歳出それぞれに25万3,000円を追加し、予算の総額を11億4,925万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は現委員の大森和夫氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに白井裕章氏を適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、大森氏におかれましては、3期9年という長きにわたりご尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げます。

最後に、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現委員の渡邊文良氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案しております7議案の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいます



ようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

〔税務住民課長 長谷英樹君登壇〕

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、議案第1号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号 固定資産評価審査評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月9日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。また、参考資料の1ページ及び2ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令が令和3年2月15日に施行され、審査請求人の押印を不要とする行政不服審査法施行令の一部が改正されたことに伴い、本町においても固定資産評価審査委員会への審査申出人等の押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第5条、審査の申出の改正につきましては、第4項の、審査申出書に押印しなければならないとする旨の規定を削り、第5項以降を1項ずつ繰り上げるものでございます。

第12条、口頭審理の改正につきましては、提出者が署名押印しなければならないとする旨の規定を、「記載しなければならない」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からとするものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、以上で議案第1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようよろしくようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月9日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。参考資料3ページをお開きいただき

たいと存じます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、令和2年9月4日公布の地方税法施行令の一部を改正する政令を受け、同日公布の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響、これは例えば、地方税法の改正前であれば軽減の対象となっていた方が、改正後に控除額が変更となったことにより、所得の変更がなくても軽減の対象となくなってしまう場合などの状況であり、今回、このような不利益が生じないよう、町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容でございます。

1の国民健康保険税の軽減判定所得の見直しは、軽減判定所得の算定の中で、基礎控除額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者、55万円を超える者と、公的年金等、65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を超える者の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであり、軽減判定所得の算定を改正させていただくものでございます。

改正前は、基礎控除額が33万円であった者が43万円に、また、世帯内に給与所得者等が2名以上いる場合に、2人目以降の人数に10万円を乗じて得た金額が追加される内容となっております。

次に、参考資料の4ページをお開きください。

2の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する附則につきましては、国民健康保険税は地方税法の規定を引用しておりまして、地方税法の改正に伴い、附則第2項中に山林所得金額を加え、第21条第1項第1号中にあります110万円の規定につきまして、特別控除15万円を加えた125万円となるよう読替えをするものでございます。

次に、参考に、計算例をお示しさせていただいております。参考資料5ページをご覧ください。

例えば、Aさん、世帯主で70歳、年金収入が200万円、Bさん、妻で60歳、パート収入が120万円の2人世帯のケースでご説明いたします。

令和2年度は、①の総所得金額が②の軽減基準額を下回っているため、2割の軽減判定となっております。しかしながら、今回の個人所得課税の見直しにより、公的年金控除と給与所得控除から、基礎控除へ10万円の振替が行われているとのことによりまして、改正前の基準額で判断しますと、令和2年度と同様の収入なのに、③の総所得金額155万円が④の軽減基準額137万円を上回り、2割の軽減の対象となくなってしまう。

以上のことから、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は軽減判定に該当しにくくなるため、その影響を抑えるために、⑤の改正案のとおり、一定の給与所得者と、公的年金等の支給を受けるものの数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることで、国民健康保険税の負担水準に関しまして意図せざる影響や不利益が生じないよう、町の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

施行の日は公布の日からとし、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用させていただき、令和2年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のとおりとさせていただきます。

また、6ページ目以降は新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

なお、5月26日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明をさせていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

〔企画政策課長 高德一博君登壇〕

○企画政策課長（高德一博君） それでは、議案第3号の内容につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書6ページをお開きください。

議案第3号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月9日提出、長南町長、平野貞夫。

次の7ページをご覧ください。併せまして参考資料の9ページをご覧ください。

初めに、改正の趣旨でございますが、この条例による奨励金の交付対象者が夫婦のみであることから、単身者、ひとり親世帯も対象となるよう対象範囲を拡大することにより、移住定住の推進を図るものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第1条では、本改正に合わせまして、交付対象期限の元号を改めさせていただきます。

次に、第4条、交付対象者の第1号では、「対象住宅に夫婦で」の「夫婦で」を削り、第2号では、「夫婦のどちらかが45歳以下の夫婦」を、「45歳以下の者。ただし、夫婦の場合はどちらかが45歳以下の夫婦」に改めさせていただきます。

第4号では、「奨励金交付後」の前に「交付対象者は」を追加し、「対象住宅に夫婦世帯で」の「夫婦世帯で」を削らせていただくものです。

次に、第5条、奨励金の額の第2項第2号では、町外からの転入者の奨励金を一律50万円から1人当たり10万円に改めさせていただきます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日からとさせていただきます。

参考資料の10ページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上、雑駁な説明ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第3号の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説

明を申し上げます。

議案書 8 ページをお開き願います。

議案第 4 号 令和 3 年度長南町一般会計補正予算について。

令和 3 年度長南町一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 9 日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

令和 3 年度長南町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

令和 3 年度長南町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 961 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 7,809 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 646 万 2,000 円を追加し、20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では一般財源所要額として、前年度繰越金 315 万 2,000 円を追加するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2 款総務費でございます。1 項総務管理費、12 目過疎対策費では、10 節需用費で庁用車車検代として 5 万 4,000 円を追加し、11 節役務費で、自動車損害保険料として 3 万 6,000 円を追加し、26 節公課費で自動車重量税として 5,000 円を追加するものです。

2 項徴税费、1 目税務総務費では、18 節負担金補助及び交付金で、固定資産評価審査委員会運営研修会負担金として 8,000 円を追加するものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、27 節繰出金で、介護保険特別会計繰出金として、介護報酬等の改正に伴うシステム改修を実施するための経費に対応した繰り出しを行うため 12 万 7,000 円を追加するものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国が創設した制度である子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための経費 646 万 2,000 円を追加するものです。

内訳といたしまして、3 節職員手当等で時間外勤務手当として 15 万円を追加し、10 節需用費で消耗品費として 4 万 9,000 円を追加し、11 節役務費で郵便料 2 万 1,000 円及び口座振替取扱手数料 2 万 2,000 円を追加し、12 節委託料で低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金業務委託料として、支給対象者のデータ抽出等に係る費用 22 万円を追加し、18 節負担金補助及び交付金で、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金として、児童 1 人当たり一律 5 万円を 120 名分支給する費用 600 万円を追加するものでございます。

なお、主な支給対象者といたしましては、令和3年4月分の児童手当の支給を受けているもので、令和3年の住民税均等割の非課税者となります。

特定財源646万2,000円につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を充てさせていただくものです。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、10節需用費で、修繕料として中学校特別教室棟に設置された棟時計の修繕に要する費用199万7,000円を追加するものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、14節工事請負費で、ポール撤去工事として海洋センタープール前の旗ポールを撤去する費用25万5,000円を追加するものでございます。

10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費では、14節工事請負費で中学校テニスコートフェンス復旧工事として、令和元年10月の大雨により崩落した中学校テニスコートに隣接する保安林の災害復旧工事を今年度県が実施するため、これに合わせて、町で実施するテニスコートフェンスの復旧工事に要する経費67万円を追加するものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、10ページから12ページに給与費明細書の記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年6月9日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和3年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,925万3,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが7ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、令和 3 年度における介護保険制度改正に係るシステム改修委託料として、25 万 3,000 円の追加をお願いするものでございます。

この特定財源につきましては、6 ページの歳入をご覧いただきたいと存じます。

3 款国庫支出金、2 項 5 目事業費補助金として 12 万 6,000 円を、また、8 款繰入金、1 項 2 目運営費繰入金として 12 万 7,000 円を財源といたしまして追加をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第 5 号 令和 3 年度長南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第 5 号の内容の説明は終わりました。

議案第 6 号及び 7 号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした議案第 1 号から議案第 7 号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第 8、議案第 1 号から日程第 14、議案第 7 号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第 8、議案第 1 号から日程第 14、議案第 7 号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は 10 時を予定しております。

（午前 9 時 5 2 分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 0 0 分）

---

### ◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第 15、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本定例会の一般質問、通告者は全部で 7 人です。本日は、質問順位 1 番から 4 番までとします。

念のため、概要についてここで確認します。

質問者は自席で要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、マスク着用の上、着座で発言するようお願いいたします。

また、執行部については、答弁をする当該者でない場合は退席しても構いません。退席する場合には、お静かに退席願います。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則、1 人 1 時間以内とします。

以上です。

---

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） では、一般質問、一番先頭でやらせていただきますけれども、このコロナの厳しい中、早くコロナが収束していただければと思っております。それこそトップバッターということで、件名につきましては、町政運営について、要旨について、町政の継続と今後の施政についてを質問させていただきます。

平野町長は、平成26年2月に町長に就任して以来、間もなく2期8年間の特別職としての町長の任期を終えようとしています。目まぐるしく社会情勢が混沌とし、急激な社会変革の働きの中で推移していく中、かつての活気とにぎわいを取り戻すという町長ご自身の信念の下、首都圏における新たなるふるさとづくり、ふるさと再生に取り組み、今まで養われてきた行政経験を存分に発揮され、精力的に長南町における様々な課題や重要案件にしっかりと正面から受け止め、取り組んでいただいております。

町長は、行政の継続性を第一に踏まえ、町民生活に支障を与えぬように、町長の英知と決断をもって、前町長からの懸案事項に対しスピード感を持って取り組まれました。特に小中学校一貫型教育については、段階的な統合ではなく、新長南小学校スタートのかじ取りを一気に進められた実績は目を見張るばかりでした。私なりに、これについては評価をいたします。

2点目の以降の主な事務事業等を申し上げますと、1点は4小学校の跡地活用について、全国的に活用方策に臨んで有効活用が図られる、年の経過とともにただただ、年数のみを経過し、既存校舎等が老朽化していく中、いち早くこの3年間で全ての小学校跡地、さらには旧幼稚園跡地まで、これについては、私の判断ですけれども、1校についてはよくできたのかなと、あと、3校、また、幼稚園については、私はこれについて反対をしましてまいりましたけれども、これは今後の課題としていただきたいと思います。

2点目は、防災関係の面についてですが、大規模災害に備えて、総合防災マップの作成や避難訓練の強化、充実及び災害に強い町づくりを目指すべく国土強靱化、合同計画の新規作成、防災拠点施設となる役場庁舎建設に対しては令和5年度に完成する筋道を示し、今日まで着実に推進している内容が掲げられます。

3点目は、健康で心の通う福祉の施策として、保健センターを拠点に総合的な健康管理事業を展開し、小さな丸ポイント事業の実施や町づくりを推進し、予防接種事業など、乳幼児のロタウイルス、おたふく風邪、子供のインフルエンザ助成事業を推進しております。

4点目は、特色のある教育の推進として、小中一貫校における連携の具体化や体験活動、地域学習を伴う、IT教育関連でやっておりますけれども、これについては、この後また教育長のほうへ一般質問させていただきますけれども、元気な長南っ子を私は育てて行ってほしいというのが願い。

5点目につきましては、町づくりの方向性を大きく左右する地域公共交通に係る町民の足の確保、交通空白地の改修に係る施策については、デマンドタクシー運行時間の1時間延長や巡回バスの回数券配布対象者範囲の拡大を、運転免許証自主返納者に対する無料化、地域公共交通路線マップを作成し全戸配布するなど、暮ら

しやすい町への基盤整備に尽力されてきました。

最後の6点目は、新型コロナウイルス感染症に対する対応関係ですが、第4次総合計画が終了したことに伴い、第5次総合計画を策定し、それに大規模災害と、この世界的な感染症に対する対応をいち早く、新しい生活様式、ニューノーマルに対応した形で横断的に盛り込み、全ての施策を体系的に整理された点が、誰一人取り残さないSDGsの理念による持続可能な町づくりを推進していくなど、新しい時代の流れに駿然にかつ的確に対応していく解決はすばらしいものがありました。

今後、3期目に新たな目標を掲げ、今後も持続して町政運営をされるお考えがあるのかどうか伺いたと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） それでは、板倉正勝議員の町政運営についてのご質問にお答えをいたします。

今いろいろお話がありましたけれども、私は平成26年2月の就任以来、ふるさと長南の再生に向けて、誰もが健康でいきいきと安全に暮らせる町づくりを実現するため、町政運営に全力を傾注してまいりましたが、2期目の任期も残すところあと7か月余りとなりました。ただいま板倉議員から、これまでの町政運営に対して身に余る評価をいただき、大変恐縮しているところでございますが、これらの事務事業の推進に当たり、議員の皆様方をはじめ、多くの町民の皆様のご支援とご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

2期目の就任に当たっては、「ゆるぎない歩みで、確かな未来へ」をスローガンに、1期目の懸案でありました旧4小学校、2幼稚園の跡地への優良企業の誘致をはじめ、町政各般にわたり住民要望に応じてまいりました。

しかしながら、一昨年は大雨により町内全域に甚大な被害が発生し、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な活動が制限されております。災害復旧には今でも全力で取り組んでおり、また、コロナ感染症については、ワクチン接種も始まり、今は集団接種も取り入れた中で、接種を希望する全ての方々が安全にかつ早期に接種できるよう努めてまいりたいと考えてはおりますが、このことによって私の町づくりへの取組も若干遅延することになってしまったことは否めません。

本年度から新たに第5次総合計画がスタートしましたが、まずは、町民の皆様を健康を第一に、コロナ対策に万全を期することを念頭に、この総合計画に基づいた各種施策を確実に実行することにより、その遅れを取り戻したいと考えております。特に、役場庁舎と公民館の耐震化、災害に強い町づくりや本町の将来を大きく左右すると思われる西部工業団地計画跡地及び空港代替地への企業誘致などは優先課題として取り組んでまいり所存でございます。

私としては、議会の皆様をはじめ、町民の皆様のご支援をいただけるのであれば、引き続き3期目の町政を担わせていただき、ふるさと長南の再生に全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ただいま町長から、3期目も積極的に町行政運営に取り組み、町づくりの指針となる最



上位計画の第5次総合計画を基に推進していきたいということがお言葉から出ました。また、ぜひ長南町の令和の時代を先駆けるべく、持ち前のリーダーとなるべく資質を持ったスピーディーな判断力と行動力を大いに発揮されることを願います。

また、今後、やり残した課題となる水沼地先の西部工業団地計画跡地の活用、これはぜひうまくやっていただきたいと思います。今まで来ているところもちよっとまだ現状がはっきりしないで、そのままになっておりますけれども、コロナの時代で、実際に先に出ないような企業だと思いますけれども、これをもう少し角度を変えていただきまして、町が大きく発展するような方向へ向けていただきたいと思いますというのを願っているところでございます。

課題も山積しているとは思いますが、今後とも健康には十分にご留意され、町民の期待に応え、町の発展につながる施策を実行される町政を継続していただきたいと思います。

これで、これにつきましては一般質問を終わります。

次に、今質問した中で、長南町の教育について、件名、要旨といたしまして、長南っ子などの特色のある学校教育について伺いたいと思います。

ただいま町長に質問した内容の中で、教育の問題であまりICTに進み過ぎているんじゃないのかと私は思っている次第です。

長南っ子と言われますと、体力ももう少し持って、運動のほうの力が大分欠けているのかなというのが実際、前回の教育長に対しても大分私も質問してまいりましたけれども、今度就任されました教育長がどのような考えをして長南っ子を育てていきたいのか、それに対して伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

長南町の学校教育の特色ですが、長南町の教育目標は「確かな学力と豊かな心を持ち、故郷を愛する「長南の子」の育成」です。

議員ご質問の「長南っ子」ですが、目標の「長南の子」は長南町で育つ全ての子供を指していると思います。その前に、ふるさとを愛するとあるように、長南町で育ったことを誇りに思い、自らの人生を切り開き、自ら判断し自分らしく生きる、そんな子に育てたい。そのために、長南町に関わる全ての方々や組織の力を結集しようという目標だと考えております。そのように小高教育長も進めていたように思います。

具体的には、学校教育の中で郷育、郷は故郷の「郷」ですが、の推進です。きらり輝く長南っ子事業として、町固有の伝統芸能、文化等、芝原人形や紅花染め、長南袖凧、太巻き寿司等がございますが、それらを題材として地域の方々と関わりながら主体的な学習を進めております。

また、コミュニティスクール活動を通して、子供たちに多くの方に関わっていただき、ふるさと長南を愛し、誇りに思う子として成長していく環境を整備していきたいと考えております。

議員ご指摘の健康、体力、元気な子の部分ですけれども、健康、体力は、変化の激しいこれからの社会を生きる力として、子供たちに身につけさせたい重要な要素であります。小学校では、外遊びの奨励やマラソン大会などの行事などを通して体力の増強に努めております。

また、生涯スポーツ団体による学校外での取組も行われております。中学校の部活動等については、現在の生徒数及び職員の配置数から、全ての子供たちの要望に応えることはできない状況ですが、それぞれ一生懸命取り組んでおります。

これからですが、コミュニティスクールの活動の中で、今後とも子供たちのたくましい、子供たちがたくましく育っていくような検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 前にも質問させていただきましたけれども、ICTでタブレット云々と、みんな1台と、生徒1台に持たせるとかやって、ある程度のそれについては、悪いとは言いませんけれども、もう少し体力をつけてやれば、また頭の活力といますか、脳の刺激にもなって、よくなるんじゃないかと。体力がないと、やっぱり最終的にはもたないと。

今の時代あまり、ITをやりますと、人と話すのが嫌いで、籠もりっ子みたいな、内籠もりになるような子供も増えているんじゃないのかなと私は思いますけれども、昔話は、自分らの時代のことを言いますと笑われるかもしれませんが、元、私たちの時代は、運動が結構強くて、かなり優秀だったと思いますけれども、そういう人が社会人になればなったときにやっぱり、体力強いから、いい社会の荒波にもうち勝っていけるような、人間としていいようなことができたかなと思いますけれども、今のITばかりやっていると、内籠もりや、自分らの子供にもそういう子供をつくるような教育は絶対やってはいけないなというのが私の気持ちです。

全員が、十人十色で生徒っていると思いますので、ICTの強い子供は子供で育て、教育するし、体力的に運動が好きな子供は子供で、やっぱりしていったほうがいいんじゃないのかと。何でもかんでもみんなICTである程度やるというのは、ちょっとおかしいのかなと私は思いますけれどもね。そういうところに予算をつけるのはいいと思いますけれども、教育課の県のほうからもそのまま指示が来てやっているのか、私はよく分かりませんが、長南町は長南町として、特色のある子供を育てていただきたいと。頭だけよくなれば、みんな地元になくて、ほかに就職したり、就職できないのが内籠もりで何もやらないでね、家の周りにいるというような時代だと思います。それをやっぱり平均して、体力があれば地元に残っても何かしらできると思いますけれども、ICTばかりやっていて育てた子供というのは、地元にいっても何もできない。そういう教育をどうしても変えていただきたいと。そういう長南町っ子というのを私はつくっていただきたいですね。

それに対して、また、教育長替わったので、どういう考えがあるのか、ただ上から下がってきたものをやれということでやっているんじゃないかと、それに対して自分の考えも少しは入れて、どうなのかなと思います。それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 今、議員のおっしゃるように子供たちは十人十色、様々な才能、能力を持っています。それを生かして子供たちが世に出て生活できるようにしていくのが学校教育の目標であると考えております。ですので、体力も含めていろいろな才能を伸ばしていきたいと考えます。

特にICT教育について、一言だけ所存を述べさせていただきたいと思っております。

情報機器は格段の進歩を遂げ、スマホなどなくしては世の中が回らない状況となっております。今後、子供たちにとっては情報機器は、生活の場だけではなく学習の場でも利用され、鉛筆や三角定規、ノートなどと同じ文房具であり、考え、思考し、表現する道具となります。教科書、辞書の役割も果たし、ほかの子供と話し合う道具となります。タブレットを正しく使いこなすことは、学校での教育の質を高めるとともに、世の中で生きていくためにも必要なものとなり、小学校の段階から一人一人が慣れ親しんでいく必要があるものと考えております。決して運動能力を下げるとか体力を下げるではなくて、人として生きていくために、今後の社会に人として生きていくためには必要なものであると考えております。

議員おっしゃるとおり、体力低下等は十分考えながら、タブレットを使って表現して世の中に出ていける、そんな力を育てていきたいと思っております。それが議員のおっしゃる世の中に出て働ける力を育てることにもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今の答弁はよく分かりました。実際に、今IT化で、タブレットなんていうのは、もう待っていても、周りがそういう環境ですので、それをある程度できないといけないというのはよく分かります。

しかしながら、今、タブレットからIT化になり過ぎで、普通に鉛筆もきちっと持てない、食事する箸の持ち方もきちっとしていない。握り箸。そういう子供というのは、いったときに、脳の活性化はどうなのかと、私は思いますけれどもね、それも教育だと思うし、また、生徒数もだんだん減ってきている中、先生ももう少し、一人一人に完全に向き合っていけるような人数になってきているのかなと。我々の1クラス50人体制のときには、なかなか先生も生徒一人一人見切れなかったかもしれません。その中で、落ちこぼれもいても社会に出れば、いっばしにやっているとというのが今の現状で、今、人数が少ないから、先生方もそういうICTについて、自分が覚えて教えるんだから、それが大変な先生もいると思っておりますよ。だから、年取った高齢者の教員には、それじゃなくて、運動とか昔の教育の仕方がある程度教えていただき、今、若い教員さんにそういうものを教えてやるというのも一つの考えなのかなと私は思います。

だから、先生方もなかなか時間が大変だと思います。そんなに手を抜いているということはないと思っておりますけれども、余計大変じゃないのかと。今の子供は、生まれて少し、もう目が見えて、少し動けるようになれば、親とかが使っているから、すぐ手を出せると思うんですけども、50過ぎ、定年を目の前にした先生だと、なかなかそこは難しいなと思っております。

だから、教育長も還暦を過ぎたと思っておりますので、自分で還暦過ぎても、覚えようと思えば、スマホにしても何でもよくできると思っておりますけれども、あまり教育にそこまで力入れなくても今の若い子は自然と、覚えるべきだと思えば、自然に教えなくても分かってくる、子供が小さくても分かると思うんですけどもね。あまり学校でそこまでやらなくても私はいいんじゃないかと思っておりますけれども、それについて、それは私、一個人の考えです。教育長もどこまでそれを考えて子供を育てていくのか。前任者にずっとみんな似て、同じようなことをやってくるのが縦社会なのかなと見ていますけれども、少し変わった考えも入れてやっていただきたいなと思っております。

答弁があればひとつお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 議員のおっしゃるとおり、子供が育つ過程の中で、人と人が向かい合う、とても大切なことだと思います。特に、小さい頃の子供たちがタブレットを与えられて、それを子育ての道具にしてしまう、そういう状況はやはりまずいと私は考えています。まず第一は人と人とのつながりだと思います。そういう意味で、学校の教員も経験のある人と人とのつながり、子供と対応することに経験のある教員が若い教員に、こういうふうに子供に接するべきだよというのは伝えていかなければならないことだと考えております。

そして、育っていく過程の中で、多くの人たちが触れ合い、子供たちに接する、そんな状況をつくっていく。そこで子供たちに成長して行ってほしいなと思います。そのためにもコミュニティスクールという考え方を推進して、子供たちの育ちを保障していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ありがとうございます。じゃ、ひとつ頑張っ、教育長のまた独自の考えも入れて長南っ子を育てていただきたいと思います。

次に進みたいと思います。件名につきまして、地域農業推進基金について。地域農業整備事業補助金の今後について伺いたいと思います。

一言先に言わせていただきます。推進基金も1期5年として進んできております。その中で、もう2期という節目の10年が、今期で10年目なのかな、それで、今回終わりになるのか、また継続で少し出るのか、それをちょっと伺いたいなど。また、町長も次に継続する考えを述べましたので、そのところを、少しどういう考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、鈴木隆生君。

○農地保全課長（鈴木隆生君） それでは、地域農業整備事業補助金の今後について答弁させていただきます。

地域農業整備事業につきましては、平成24年度から地域農業推進基金を活用いたしまして、今年度で10年目になります。この事業の開始時には160ヘクタールほどあった集積面積は、令和2年度末には364ヘクタールと2倍以上になり、農業機械や施設整備したことにより一定の成果が現れたと考えております。

今後も、町の農業振興を図る上からこの事業は必要と考えておりますが、地域農業推進基金につきましては残り僅かとなり、今までどおりの支援をすることが困難となってきましたので、新たな補助制度を作成し、これからの農業を支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 実際に、今まで前町長が積み立ててきてくれました予算ももう少しで全て使い切るというところに来ていると思いますけれども、早ければ、今まで補助金で、「麻薬」を今度切られるということになりますと大変なところに来ちゃうんじゃないかというのも一つの私の考えですけれども、今度、補助金は補助金としなくても、今までと違った使い方、私は出していただければなど。今までは、集積をメイン

として、ある程度耕作放棄地をなるべくなくすというような考えで今までやってきたと思います。そういうことは今まで、集積率が大体倍になったということを伺いましたけれども、それに対して、これからは営農集団が今までやっているのが、先ほど言いました高齢者、還暦を迎えた人が大体、今主体的にやっていると思います。若い人はまず少ない。今、大きくやっているところは、人が足りないというような声も聞いております。

私の考えは、これからそういう、今度は営農集団、大規模な人たちが2組、3組とか一緒に、今、合同で協力体制でやっていただき、面積を減らさないようにと。一つは、結局オペレーターが減ってくるのかなと。そのオペレーターの貸し借り。機械も仮に、2組合、3組合がいたときに、やっぱり保有している台数が少し多いと。それを協力し合って、設備の機械をある程度減らした中で、組合で、その年代である程度若いオペレーターさんがいるところは、オペレーターさんが行ったり来たりとかで、うまく使っていくのがいいのかなと。

それに対して、ある程度、機械もこれから年々高くなってきています。無人化とかいろいろありますけれども、スマート農業をやっていく中には、だんだんと設備資金も上がってくると。そういったところでまた、使い方を、どんな形で出すかということを少し協議していただいて、「麻薬」は切られんようお願いしたいと思います。それに対してちょっと答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、板倉議員から農業推進基金、そろそろ枯渇してまいりますので、その後の対応というようにお話がありましたけれども、基金を設けたときは恐らく、長南町の農業について、営農集団をつくった中で集積を図っていこう、要するに農地を拡大していこうというようなことだったと思います。

10年たって、いろんな機械補助、施設補助をしてきた中で、確かに集積面積も2倍以上となっているところで、それなりの成果が上がってきているというふうに思っております。思っておりますけれども、先ほど板倉議員からおっしゃったように、今、長南町の農業の大きな問題は担い手不足、後継者不足であって、この集積した農地を今後どのように耕作し維持管理していくのかというのは非常に大きな課題になっています。ですので、今までどおり機械補助、施設補助だけでは、これからの農業は維持できないというふうに思っています。具体的に、これからの長南町の農業をどうするかという大きな視点に立って、いま一度この5年後、10年後を見据えた議論も必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

そういった大きな視点に立って、長南町の農業の方向づけがされれば、それに向かっていく過程における各種事業については、町としても積極的に応援していきたいというふうに思っています。

いずれにしても、先ほど、この基金が枯渇してしまして要するに麻薬が切れたみたいになってしまうのが怖いというようにお話がありましたけれども、確かにそのとおりだと思うんですね。ですので、麻薬とは言いませんけれども、確かに今までの環境が変わってくるわけですので、急激に変わることがないように、少しずつこの補助制度を見直しながら、この補助制度については軟着陸させていければというふうに思っております。

いずれにしても、今年度で2期の10年が過ぎますので、来年度に向けて、これからしっかりそういう議論をして、新たな補助制度、それから、先ほど申し上げましたように、これから長南町の農業をどうするんだというようなことも、いろんな方々からご意見をいただきながら、またそして町の補助制度、補助内容もしっかり議論していければいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ありがとうございます。

それこそこれから、今までは役場の職員さんも、町の補助金があるからといって、書類は簡単に、何をそろえて、何をそろえてで済みましたけれども、これからは国・県で補助金がございます。そういうものを一番先に主に取り上げていただき、国・県の補助金を探していただき、それを一番先にやっていただいて、その後、町から何%か補助していくと。今までみたいに、50%もいただいておりましたけれども、そこまで出せという話じゃなくて、国・県でもある補助金がございますので、担当の人がちょっと骨を折るかもしれません。また仕事量も増えるかもしれませんけれども、そういうところをまず先に拾っていただきまして、その後は町でこのくらいの補助金でというような形でいけば、そんなに予算的に大きく見なくてもいいのかなど。職員さんは、かなり大変になると思いますけれども、今までそれは全然してこなかったと。

よその町村では、予算のないところはそういうところも、予算が切れて、余った予算がありますよと県から来ればすぐ手を挙げてやっているようなところも見受けられます。長南町でも職員さんにそのくらい動いていただいて、町の財政も大変なんです。その中で、私も「麻薬」を切られたら困るという人たちもいますので、どうか、このやり方についてももう一度よく検討していただきまして、予算を何とかつけてくれるようお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 事務方の基本的な考えた方というのは、いかに町の一般財源を少なく支出するか。要するに何が言いたいかというと、国・県の補助事業をできるだけ採用して、町の産業振興に向けていくと。それが第一義的に考えています。ですので、担当にはいつも、国・県の動向を見ながら、その補助制度をしっかりと把握し、アンテナを高くして情報収集に努めさせています。

でも、国とか県というのは、ある目的を持った補助事業なので、それが町になじむかどうかというのはまた別の話なので、要するに町に合うような補助事業については、それは積極的に取り入れて実施するようには、いつも指示をしています。ですので、もし板倉議員のほうで、ほかにこういうのがあるよというようなことがあれば、職員にどんどん指導していただければというふうに思っています。

いずれにしても、限られた財源の中でうまく補助事業を絡ませて、この町の農業振興を図っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 町長の答弁をいただきましたので、ある程度調べていけば、補助金制度は大分、常時あるというもののじゃないことはよく分かっています。それをいち早く、そういうことを町長は言いましたけれども、アンテナを張って、こういうことに使えるのかというのは、職員さんも常時、頭の毛を立てていただいて、頑張っていたきたいというのを願ひまして、この件につきましては終わりにしたいと思います。

次に進みますけれども、災害協定について、その要旨としまして、ドローンを活用した災害協定についてを伺いたいと思います。

そういうことは私の考えですけれども、今年度ですか、地域農業推進のほうで、ドローンを国の交付金で何とかつけていただきまして、非常によかったです。

こういうドローンを活用して、植防だけでなく災害時にも、一緒に連絡協議会の人と行って、こういうときは協力してくれよと。そこに座っている総務課長さんには話したけれども、このドローンだと、カメラが悪くて、よく方向が全部映せないんじゃないのとかと言われましたけれども、それはそれといたしまして、あるものを活用してもらって協定をやっていただいたらどうなのかと。極端な話、私なんかうちのほうで水害を食っています。そういうときに協定していれば、板倉、ちょっと飛んでこい、現状見てちょっと送ってくれよと。関原さんうちのほうは、一番いつも、水没で、どのくらいの水位来て、どういう状況なのかちょっと知らせてくれというときは、そういうのもすぐできると思うんですけれども、そういう類いで、西のほうに行けば、また崩落土、崩落で人が行けなくなった裏側も飛ばしてくれ、ちょっとどんな状況だと、見てもいいんじゃないのかなと。せっかく補助でつけてくれたものを植防だけとか何かで使うだけじゃなくて、私はもう少し町のためになれたらなと思ってこういう質問をしているわけですけれども、これはすぐにも災害協定を結んでいただければなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） ドローンにつきましては様々な分野で活躍されています。特に機動性や安価なことなど、その特性を生かした災害時の迅速な被害確認や情報収集など、そのような場所で活躍をしております。

ご提案のあった災害協定でございますが、現在、ドローンにつきましては、一つの企業からの提案を受け検討しているところです。今後、農業団体等の各種団体とも協議を重ねて進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 委員会は、会長がいますので、すぐやってもいいよという話も聞いておりますので、メンバーに話をさせていただいて、すごく早いところやっていたほうがいいのかなと。せっかくですので、また、飛ばすのも練習になりますし、いろんな面でいいのかなと。

本当に、持っていて、そんなに災害関係に遭わないという地区もあると思うんですけれども、災害関係が一番、私なんか一番、自分でも思っていますけれども、これを、そういう協定でやってくればなというのは、私の独りよがりかもしれませんが、そういうことを進めて、せっかく町で頂いたものですので、そういうことについては協力を惜しまないという考えでいますので、早いところひとつよろしく願いしたいと思えます。

では、大体言いましたので、私の一般質問は10分前で、この辺で終わりにしたいと思います。

○議長（松野唱平君） これで、9番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からを予定しております。

(午前10時51分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 次に、11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告順に一般質問をさせていただきます。

昨年より、コロナが世界中に蔓延し、私たちの生活が根底からさま変わりいたしました。今年になり3回目の緊急事態宣言が発令されました。コロナ禍の救世主とも言えるワクチン接種が待たれます。この通告は5月中旬に提出したものでございますので、少し順序が、現在と行き違いがあるかもしれませんがご容赦願います。

大きい1点目として、新型コロナワクチン接種及び対策等について伺います。

菅総理大臣は、65歳以上の高齢者に対して、7月を目途に接種を終わらせるようにと指示がされました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の地域が拡大する中、新型コロナの重症化リスクの高い65歳以上の高齢者への接種を円滑に、また迅速に進めることは、目下の最重要課題であります。

それを受けて各自治体は、東京・大阪等の大都市などは自衛隊の応援をいただきながら接種に取り組んでいる状況でございます。5月12日に公表されましたワクチン接種をめぐる政府の調査結果は、全国1,741市区町村の約86%が、7月末までに高齢者向け接種を完了する見込みであることが分かりました。我が長生郡においては、5月25日から電話やインターネットによるワクチン接種の予約がスタートし、29日から接種が始まりました。

町民の皆さんの声として、朝から一日中電話をかけたがつながらなかった。また、ある方は朝から100回以上もかけたけれども駄目でした等々大変な思いをしておられます。

そうこうしているうちに、28日の金曜日に防災無線で「5月25日から始まりました新型コロナワクチン接種の7月末までの予約受付は満員に達しました。次回の予約受付開始は6月下旬を予定しております。また、集団接種についても、現在実施に向けて調整しております。予約受付の際には改めてお知らせいたしますので、慌てずにお待ちください」という放送がありました。

改めて伺いますが、集団接種は行いますか。個人に宛てた接種の案内にも、現在実施に向けて調整中と書かれていました。また、集団接種する方向ですという防災無線も流れています。集団接種を実施するとしたら、どのように考えているのか、具体的にお示しをいただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、集団接種する考えはということですので、答弁のほうをさせていただきます。

菅総理の7月末までの65歳以上のワクチン接種完了をという発言を受けまして、本町におきましても6月の28日月曜日から集団接種を予定しております。集団接種の実施につきましては、6月3日から、防災無線にて住民に周知のほうをしてございまして、開始日は6月28日から、町保健センターを会場にしまして、月曜、火



曜、金曜の週3回を町内の2名の医師のご協力をいただきながら実施をしていく予定です。

予約方法につきましては、町単独の集団接種用の電話回線を別に引きまして対応する予定でございまして、来週14日の月曜日に、65歳以上の該当者に長生郡市合同で実施しています個別接種の2回目、こちらの予約の開始の周知と合わせまして、案内文のほうを発送させていただく予定です。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 集団接種を週3日間やっていたらということ、分かりました。

このような状況の中ではありますけれども、町として、現段階で個別接種での予約状況、また接種済み、この予約状況と接種済みの方たちは何人ぐらいおられますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 接種状況につきましては、5月分の本町住民で1回でも接種を開始した人数は、高齢者施設での接種を含みますと150名程度となっております。また、本町在住の医療従事者等の2回接種をした方の人数は90名ほどです。

なお、6月上旬で1回でも予約を入れている住民は1,389名であり、65歳以上の該当者の39.3%となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。それでは、集団接種を行う場合は、今、接種会場は保健センターにおいてということをお聞きをしましたが、中には車椅子利用者や障害者の方もおられるかと思っておりますけれども、円滑にできるよう安全を確保し接種できるよう、スロープの設置や幅広い動線の確保と体制を整えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 会場は、先ほど説明しましたとおり保健センターのほうの1階を予定してございますので、会場が平たんなため、現在スロープを設置する箇所はございません。また、動線につきましても、余裕を持ったレイアウトで会場の配置を行う予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 会場のほうは分かりましたけれども、これは年齢別にやるのか、または地域別なのか、そういうところはどのようになりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） こちら今度は、集団接種の関係は、該当者、2名の医師の方で打てる人数が、上限が540名ほどとなっておりますので、地域ですとか年齢の分けは特に行わずに、電話予約を開始で、予約

ができた順からの接種の形になります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

それでは、次の各地で本格化している高齢者向けワクチン接種は、病院や診療所等で個別接種という形で行われていると思います。対象者が自力で移動できるので心配は要らないと思いますけれども、移動が困難な方の接種について伺います。

厚生労働省は、移動が困難な高齢者の自宅に、医師や看護師が出向いて行う訪問接種が認められております。重症化しやすい高齢者に漏れなく接種することは重要だと思います。

訪問接種については、担い手を運ぶタクシー代支援や、介護する家族も一緒に接種するなどできるということもお聞きしておりますけれども、例えば視覚障害、聴覚、発達、精神疾患等の接種希望の方、また認知の方もおられるかもしれません。理解するのが難しい方等、独り暮らしの方、そういうところにも配慮していただきたいと思います。接種する会場に移動困難な在宅高齢者等は、自宅で接種できる体制を整えていただけるのでしょうか。お伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 国は、ワクチン接種におけます基本的な考え方としまして、自ら接種会場に赴くことを原則としておりますが、町では交通弱者の送迎委託としまして、町内のタクシー業者を活用しました事業を計画してございまして、移動が困難な方の自宅から医療機関までの移動につきましては、対応のほうをさせていただく予定となっております。

なお、在宅で寝たきりの方などにつきましては、かかりつけ医に相談のほうをいただきたいと思いますので、まずは相談していただいて、訪問で接種ができるかどうかのご確認のほうをしていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 了解しました。

それでは、3番目の高齢者施設の接種訪問について伺いをします。

高齢者施設は、ほとんど65歳以上の高齢者の方が多いと思いますけれども、接種済みの高齢者と未接種の若年者、要するに施設従事者が混在する事態は避けるべきではないでしょうか。

また、こんなお話も聞きました。90代の独り暮らしのおじいさんといいますか、壮年の方がケアマネジャーから運動を進められて、コロナ禍なので施設に通うのはやめて、訪問リハビリを選んだということです。ところが、訪問リハビリの方が感染していたので濃厚接触者となり、数日後にその壮年の方は発症して、その後に亡くなられてしまったということなんですけれども、全国的に感染が拡大している状況ですので、介護に携わる人たちは、特にPCR検査やワクチン接種を優先するなり充実をさせてほしいと、このように思っております。また、介護従事者の方も、同時に接種できないか伺います。長南町としてどのようになっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 高齢者施設の関係ですけれども、医療従事者への接種の後、5月の下旬から高齢者施設と提携をしてございます医療機関の医師や看護師の方が施設のほうに赴きまして、施設入所者と併せて従事者の方の接種のほうを既に行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

それでは、次の接種後の副作用について伺いたいと思います。

現在のファイザー製ワクチンは2回の接種が必要であります。1度目より2度目のほうが、めまいや発熱、頭痛、倦怠感、いろいろそういう症状があるというように聞いております。

医療機関からの声なんですけれども、クリニックで医療従事者が接種をした後に発熱の症状が出た人が約半数いましたが、いずれも家族と同居のため、薬を飲んだりゆっくり休むことができた。高齢者の独り暮らしや、若い人でも独り暮らしの方が大勢おります。小さなお子さんを抱えたひとり親の方もいます。

接種後に発熱しても薬を用意することが困難な方たちのために、接種後、希望者に解熱剤を用意してあげたい、処方箋で出せばよいと思われませんが、処方箋を出すと事務手続きがかかる、通常の診察を行う中で、一人でも多くの方に接種するには、処方箋なしで解熱剤を用意することが必要、前もって医療機関が用意し、無料で渡す場合の助成金や、有料としたときに処方箋なしで出せるようにしてほしい。このような声があったということをお聞きしました。独り暮らし等の方に対して、接種後のことを心配されております。

厚労省のワクチン接種体制確保事業補助金とか、地方創生臨時交付金の活用事例として、個別接種に当たる医療機関への協力金を資している自治体もあるということですが、何らかの対策ができないのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、処方箋なしで解熱剤を出していただきたいという話なんですけれども、なかなか処方箋なしで解熱剤を用意することは、制度上様々な問題もあり難しいとは考えています。

ただ、2回目の接種後の副反応の強さにつきましては、国のほうでも確認がされているところです。政府も、経団連に導入の検討を要請しており、人事院でもワクチン休暇を導入する方向で検討を始められていると伺っております。

また、医療機関への協力金につきましては、昨年8号補正におきまして、ワクチン接種への協力がいただける医療機関に対して報償を支払うという予定で、今年度事業のほう繰り越してございますので、そちらの医療機関にも、補助というか助成の形での協力金は出る予定となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 若い方たちは注射を打った次の日もお仕事という方もおられるかもしれませんので、

今のワクチン休暇ということが、課長のほうからお話がありましたけれども、そのワクチン休暇も取れるように配慮してもらえるような仕組みづくりが大事なかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の「もったいない登録」をする考えについて伺います。

所によっては、「もったいないバンク」登録という呼び方をする地域もあるようですが、ワクチン接種予約の急なキャンセルが発生した場合、余ったワクチンは廃棄しなければならないとのこと。余ったワクチンを無駄に廃棄しないために、「もったいないバンク」登録をしていただけると、ワクチンを無駄にしないでいかというふうに思います。

それだけでなく、ワクチンを冷蔵庫から取り出してしまい忘れたとか、停電で冷やせなくて保管ミスで廃棄したなどのことが毎日のように報道されています。ワクチンを無駄なく使用するためのキャンセル待ちの対応、余剰ワクチンの有効活用のための「もったいないバンク」登録の考え方について町はどう考えるか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 「もったいない登録」につきましては、キャンセル等によりますワクチンの廃棄を防ぎ、有効的にワクチン接種を実施していくためにも必要なことだと考えており、医師の判断により、かかりつけ患者に事前に声かけをしておきまして、キャンセルがあった際の接種者として、個別に対応しているようですので、町でキャンセル待ちのリストを作成するという対応は現在行っておりません。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 実際に各自治体で行っているところもあります。今現在は65歳以上の方が優先接種と言われており、それが行われているわけでありますけれども、役場の職員の中でも、ワクチンを運ぶ係の方、職員、またこれは指定病院にワクチンを取りに行き、指定の医院や診療所に届ける役目の方もいらっしゃるかと思います。

また、オリンピック担当の職員、関係者の方、今回、熊谷知事は、オリンピックの千葉県内での全期間聖火リレー走行中止を発表はいたしました。しかし、代わりに無観客で点火セレモニーを実施するようです。どのように行うかについては、これから協議するというふうにおっしゃってございましたけれども、デマンドタクシーの運転士さんなど、もっと言えば保育所の保母さんや小・中学校の先生、消防に勤務されている方などは、いついかなる場合でも救助のために働いてくださっているわけでありますので、いきなりキャンセルになった場合など、登録してもらって接種できる体制を整えておくことは大事なことと思ひ、提案をさせていただきました。

こういうことは、いつもこの長生郡市でいろいろ話合いとかということをしていっていると思うんですけども、この「もったいないバンク」登録の話は、この長生郡市の中で話合いがあったかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、町で今後、予定しています集団接種時に、急なキャンセルが発生した際のキャンセル待ち要員として、長南町ですと、保育所の保育士さんはワクチン接種ができない子供たちを

クラスターから守らなければいけないということも考慮しまして、保育所の保育士さんたちのキャンセル待ち要員としての待機を、現在、町としては前向きに検討のほうをさせていただきます。

また、小・中学校の先生につきましても、今後、学校教育課等と協議のほうを行っていく予定です。

なお、長生管内で「もったいないバンク」の登録の話はなかったのかということなんですけれども、長生管内は、単独の市町村ですとそのような制度を活用している団体かなり多くございますけれども、七つの市町村が合同でやるということで、接種の予約時の年齢ですとか地域ごとのお話は出ていたんですけれども、ワクチンのキャンセル時の対応ということでは、どうしようという話は、管内の中では協議には上がりませんでした。

その代わり、個別に医療機関がかかりつけ患者について声をかけまして、医療機関自体がワクチンの無駄を少しでも減らすということで対策を行うことになったということです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 特に町としては「もったいないバンク」登録はしませんけれども、そういうことがないようにしていただければありがたいなというふうに思っております。

次のある町内の方は、いろいろ皆さん意見があるわけなんですけれども、なぜお年寄りを早く接種しろというのか分からないと、若い人は外に出て働いて稼いでくれているんだから、早く接種してもらいたい、お年寄りには家にいて用がないので、後でよいのにといい人もおられました。とにかく、ワクチンを無駄にしないよう工夫していただきたいなというふうに思います。

先行予約期間における処遇として、海外に留学する学生や生徒がおられるかどうか、長南町の場合は分かりませんが、もしおられるようなら、2回接種が確実に行われるよう配慮していただきたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 海外へ出国することだけを理由に、優先予約的な先取り接種ができるようにしていただきたいとのことなんですけれども、現在、そのような、優先的予約ということではできません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） できないということなんです。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（丸島なか君） そうなんですか。分かりました。

今月21日から企業や大学等で接種が始まる予定とのこと。

16歳以上から、今回12歳以上に年齢が引き下げられました。引き下げられた関係で、中学生も集団接種をするのかどうか、この辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 今回、年齢が12歳以上に引き下げられましたので、年度末年齢が12歳の対象者

は、小学校6年生の児童も対象となることになりまして、中学生も接種の対象となりました。

今後、接種の方法等につきましては、学校教育課等と協議のほうを行いながら、検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。それではスムーズな予約をするために、システムの改善とか、オペレーターの人数を増やすとか、そういうことを町民の人たちが一日中電話の前で付きっきりだったとかというお話があるんです。1日100回も電話した方もおりました。そういう方は、電話代も大幅に増加するような話もお聞きしております。お年寄りやインターネットを使えないし、若い人をお願いするのも遠慮だという声も聞きました。役所が代わりにお手伝いをしている自治体もあるようですが、町は何か手だてを考えてくれているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 現在1回目の予約はほぼ埋まっておるところなんですけれども、今朝予約の状況を見ましたら、長生病院さんのほうで6月下旬の枠を若干増やされているということで、100件程度は予約が空いているのは、今朝の情報で、一番新しい情報で確認のほうをさせていただきました。

また、6月下旬に2回目の予約が開始をされるわけなんですけれども、インターネットを介しての入力のお手伝いとして、長南集学校さんのほうから、お手伝いをしますよということで連絡をいただいております。長南集学校のほうで、おおむね360名程度の方に対して予約のお手伝いを行う予定となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 長南集学校が予約のお手伝いをしていただけるということを聞いて安心しました。

次のワクチンの副反応や安全性に関する正確な情報をタイムリーに発信していただきたいと思います。

また、65歳以上の方が終了した場合は、順次、64歳以下の方に移行していくわけですが、医療従事者の皆さんは神経をすり減らして日夜頑張ってくれていると思います。役場の担当の皆さんも同じ思いで奮闘されていると思いますけれども、これから長丁場ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、次の質問に移っていききたいと思います。

マタニティママ応援給付金支援事業について伺います。

コロナ禍という昨年1年間は、妊娠する方が過去最低とのニュースを聞きました。やはり、いまだかつてない状況なので致し方ないかもしれませんが、昨年は我が町でも妊娠された方にマタニティママ応援給付金支援事業ということで、妊婦の方に10万円の給付金を差し上げました。26名の方が頂いたということをお聞きしております。

今年の3月末でこの事業は終了してしまいました。コロナが収束したわけでもありませんので、今年度も事業を続けていくことは考えていないのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） このマタニティーママ応援給付金事業なんですけれども、昨年度、地方創生の臨時交付金のほうを活用させていただきまして、26名の妊婦さんにそれぞれ10万円ずつ、支援金のほうを交付させていただいたわけなんですけれども、コロナ禍におけます臨時交付金を活用した事業での実施でございましたので、現在のところ今年度の実施につきましては予定のほうはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 聞くところによりますと、このコロナ禍になってからは、妊婦さんの分娩のとき、妊婦さん一人でお産するとお聞きをいたしました。今までは、親御さんとかご主人様が分娩室と一緒に入って、声をかけたり見守ったりしていたのですけれども、さま変わりしております。病院や高齢者施設でも面会できませんと言われるくらいなので、産婦人科も同じようです。

妊婦さんは、赤ちゃんがおなかでできた段階から人並み以上のご苦労があるかと想像されます。2人目、3人目となれば、おむつ代など育児にかかる経済的負担は大きいと思います。コロナ禍で出産控えも耳にしますが、多くの人が不安や孤独を抱えているのは当然です。

そうした子育て世帯の声を形にしていくことは、長南町の明るい未来のためにもぜひ継続していただけたらと思います。また、社会全体で、生まれてくるお子さんを応援していけたらと思います。こういう思いから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の大きい2点目のコロナ禍における女性の負担軽減についてお伺いをいたします。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない。また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている先進国においても問題になっています。

この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、全国の小・中・高校で、生理用品が無償で提供されていると報道されております。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

この問題は日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である「みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他のもので代用している等の結果が出ているということをお聞きしました。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。

こういう状況の中でありますけれども、長南町における現状はどのようになっているのか、分かる範囲でお伺いをしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） コロナ禍におけます女性の貧困問題につきましては、ニュース等でも取り上げられておりますが、例えばオンラインアンケートでは5人に1人が生理用品を買うのに苦労したとの結果が出ております。しかしながら、現在町に対しまして金銭的な理由等で生理用品が購入できないので、どうにかありませんかなどの要望は、町としては受けたことはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

2番目の防災備蓄品の生理用品を、町では全6か所の避難所に、昼用・夜用の生理用品を備蓄しているという事でお聞きしました。数量はどれぐらいなのか、また、いつごろから備蓄しているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 防災備蓄品の生理用品の配布につきましては、現在、町の防災倉庫に備蓄のほうはしてございますが、あくまで避難時の使用を想定しているということで、各避難所4か所に、20個入りの生理用品を2パックずつの備蓄ということになってございまして、令和2年度に、防災倉庫を増やした際に、備蓄のほうが行っているということだそうです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。令和2年度ということは去年ということですね。生理用品も、一応消費期限というのがあるそうです。一応、3年ないし4年ぐらいだということなんですけれども、長南町の場合は去年からということで、まだ古いということじゃありませんので、今課長が答弁されていましたが、私も若い方何人かにお伺いをしました。そうしたらある方は、私は今働いていてお給料をもらっているから、お金が自由になるから、そういうものも買えますと、でも、これが働けなくなった場合は、お金がないから大変ですよと。また、1週間か10日間ぐらいで終わる人はいいでしょうけれども、長くて20日間もかかると、そういう人は本当に大変ですという人もいますし、個人差もありますので、いろいろなお声をお聞きしました。このような状況ですので、消費期限の近くなった防災備蓄品の生理用品を配布する考えについて伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 防災倉庫に備えてございます生理用品の個数は、先ほどちょっとお話を申し上げたんですけれども、あくまで避難時の使用を想定しているということで、個数が20個入りパックが2パックを4か所ということで、かなりそこまで皆さんに配れるほどの個数が備蓄はされていないということで、今のところ配布の予定はございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

それでは3つ目のほうに移りたいと。小・中学校や公共施設等における生理用品の配布について伺います。

生理は女性にとって、避けて通れないものでもあります。その一方でなかなか話題にできない現実があります。だからこそ、そのような声なき声を拾い上げて対策を考え、苦しむ女性が一人でも減ることを願っているところでございます。



女性は平均40年間、生理が巡ってくるそうです。毎月のように生理用品を使用すれば、生涯における経済的負担は少なくありません。東京都では、生理の貧困問題を公明党が質問したところ、今後の取組として、東京都の藤田教育長が都立学校の女性用トイレに生理用品を配備する事業を、9月から全校で実施しますと、全校でどれぐらいあるかといいますと、254校あるそうなんですけれども、そういう回答があったということです。

町としての考えは分かりましたが、中には若い女性でひきこもりの方もおられるように聞いております。そのような方たちはどう考えますか。どう手を差し伸べていかれるおつもりなのか、ご意見をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、小・中学校での女子トイレへの生理用品の設置につきましてなんですけれども、小・中学校の養護教諭の方に確認をしましたところ、保健室には、常時予備を置いてございまして、また、体と心のケアはできる体制になっているとのことでした。

なお、今までに児童・生徒から、家庭の事情等で生理用品が購入できないため、学校で用意しているものを頂きたいという、そのような相談はないということでした。

公共施設等への配布につきましては、要旨の1でも説明しましたとおり、現在本町に居住してございます生理用品が必要な年代の女性の方々からも、生理用品等の配布要望もございませんので、現状では、小・中学校や公共施設等で生理用品を配布する状況ではないと、思料のほうはいたしております。

なお、最後にひきこもりで生理用品が手に入らないような方はどうしますかということなんですけれども、現在町では、ひきこもり等で生理用品が手に入れられないんだよというような方の情報は入っておりませんが、仮にそのような方から連絡が入った場合は、ひきこもり担当は福祉課になると思いますので、福祉課と連携を図りながら、対応のほうをしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。小・中学校や公共施設等は別として、生活困窮者の方に関しては、配布していただけるとありがたいです。

SDGsの中にあるように、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早くこのような女性の負担軽減に取り組んでいただけるよう、お願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時43分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

何点かありますので、ひとつお付き合いのほどよろしく願いをいたします。

まず1番目ですが、確認という意味で、執行部のほうに教えていただきたいということです。

旧ユートピア笠森の現状についてお聞きたいします。

その昔に、県有地やその上にある構築物が県から民間に払い下げられまして、最近、前を通りますと、本館、これは笠森保養センター時代の部分といいますか、当初からある部分の建物が解体をされ更地になったようでございます。

また最近、所有者の移転もあったということを耳にするところですが、県から払い下げられた以後、どのようにこの所有者等が推移しているのか、現在、誰が持っているのかとか、税金がどのくらい入るのかなという感じを町が知っている限りで、可能な範囲で教えていただければお聞きしたいということで、1つ目ですがよろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 固定資産税の関係につきましては、個人情報となりますのでお答えは差し控えさせていただきますと思いますが、所有者及び現在の状況についてお答えさせていただきます。

旧ユートピア笠森につきましては、昭和54年に県の保養施設としてオープンし、本館と、テニスコートに併設した休憩室、そして従業員用の寄宿舍、さらに平成8年に遊技場ゆうゆう館が加わりまして、全部で4つの施設がございました。その後、バブルの崩壊とともに経営状況が厳しくなったことから、県の事業縮小、撤廃に伴い、平成19年に全ての所有権が杉田建材株式会社に移り、平成31年に現在のクレストインベストメント株式会社に所有権が移っております。

現在の状況でございますが、施設につきましては、当時4つの施設がございましたが、本館と休憩室は既に撤去されており、現在は寄宿舍と遊技場の2つの施設が残っております。

土地の面積につきましては、約11万5,000平方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。固定資産税のほうは個人情報ということで了解でございます。

平成31年からクレストインベストメント株式会社の所有になったということでございますか。もし可能であれば、この会社はどのような会社か、町はどのように理解しているかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 会社の詳細の経営状況等はちょっと把握はしてございません。ただ、代表取締役の方については、登記簿上では中国国籍の方がなっておるという状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。中国系の会社なのか、中国系の経営者なのかあれですけども、中国系がどうも絡んでいるというような感じということでお聞きを受け取りました。

私もちょっと個人的に調べてみますと、取締役が何名かおるところですが、日本名と思われる名前は1人で、あとはみんな四、五人中国系、韓国じゃないですね、中国系の人だと思いますが、の会社ですね。

要は、県有地が19年に民間に払い下げられて、31年にこの会社に移ったと。この会社は主に中国系だと思いますが、外国人が経営している会社だということで、県有地は結局、中国系の企業が所有したということと考えてよろしいか、もう一度確認します。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 詳細にはちょっと分かりませんが、議員さんのおっしゃるように、中国系の方が今は代表取締役ということでございますので、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 確認させてもらいました。ありがとうございます。

この土地以外、北海道とか、いろいろなニュースを見ますと、外国系が所有権を持つというのか、広い土地を所有されていってしまうような形で、私はそれに危惧をしておるところですけども、本町もそういうことに、ここはもうなってしまったということで、この地は、県立笠森鶴舞自然公園の第3種特別地域とされているようですが、このような中で、同地を開発するについて何か制限があるのかどうか、ございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 旧ユートピア笠森跡地における開発行為についてお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、県立笠森鶴舞自然公園は、自然を保護するために、自然公園法または千葉県立自然公園条例によりまして、公園区域に区分が設けられており、旧ユートピア笠森の跡地は特別地域とされています。この特別地域には、第1種から第3種までありまして、第3種は特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域と定められており、開発の行為には制限があります。

主に規制される行為といたしましては、工作物の新築、改築または増築、木竹の伐採、鉱物の採掘また土石の採取、土地の形状変更などがありまして、風致景観に支障を与える行為につきましては、許可基準が設けられております。

このことから、自然公園内で一定規模以上の行為を行う場合には、千葉県知事の許可が必要となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 何がしかの制限があるということで理解をしました。

壊した建屋相当のもので、同地に例えばですよ、歓楽街を造るとか、風俗関係のようなもの、こういうのを造っても、その風致等のあれに対応していれば可能ということで考えてよろしいでしょうね。お聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） このほかにも基準があるかと思えますけれども、この自然保護区域内において、風致の景観に支障がないという行為であれば許可は出るということでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

同地は、いろいろな施設があったところで、電気、水道、ガスは通じているかどうか知りませんが、いろいろな用役関係はもうすぐそこまで来て、今あるわけですから、何かをやろうとしておるのであれば、その点での障害はないと。非常に景観もよろしいわけで、非常に開発には向いているけれども、何を造られても、そんなに業種内容で制限できることはないということでお聞きしたつもりでおりますので、了解をしました。また何かあったら教えていただきたいと思えます。

では、この問題を終わらして、次に旧西部工業団地計画跡地の株式会社ライブによる開発計画に関する状況をお聞きするものであります。

ざっくばらんに言いますと、この地も中国マネーが云々ということで、先方が言ってきたわけですから、非常に笠森の二の舞にならなきゃいいなというところでもありますけれども、ほとんどが町有地になっておりますから、町有地を売らない限りは別にないんですけれども、町有地の中に私有地が若干入っておると。私有地を高額の金額で中国資本に買収されたりすることはなきにしもあらずと。中の土地を買って、そこに道を造ってくれと、赤道があるんだろうとか、いろいろまたそういうことが心配の一つとしては考えられるところなんですけれども、それはそうとして、以前より株式会社ライブの会社設立状況については気にしているところなんですけれども、いまだにこの会社は設立されていないというふうに思っておりますが、設立されていないということではよろしいのかお尋ねします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 現時点では、設立したという連絡は受けておりませんので、設立していないということで理解しております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 了解しました。

その前提に基づきましてですが、この株式会社ライブはまだ設立されていないということで、いろいろ問題はまたあるんですが、親会社とも言えるかどうか分かりませんが、株式会社コロニーという会社から説明を当初受けたわけでございます。この会社は、社名をアルカホールディングスということで最近変えましたが、同社の社長である石原氏は、株式会社ライブの社長も兼ねておるということで説明があったところでございます。

この開発計画は、個人的にいろいろ疑念、懸案が事項として思っているんですけども、なぜ圃場整備をした土地がいっぱいあるのに、山あいの土地がいいのかなとか、香港から調達されると言っていた100億円は、これはチャイナマネーじゃないかなとか、労働者に外人がそんなに必要なのかとか、同社長は、イシハラ工業前会社で民事再生をしているわけですが、この人が100億円もの調達ができるのかとか、また、新しい会社をつくらなくても、アルカホールディングスでやったらいいんじゃないかなとか、最後には、この山間僻地は非常に凸凹で、産業廃棄物等の捨場には適当だ、最適だということを思っておるところでございますが、現在、町として、石原社長が経営をしておるこのアルカホールディングスという会社がどういう状況にあるのか、決算等の状況を調べて、一緒にタッグを組んでやる会社であるというのを確認するためには、そういう経営状況等もよく調べておるのか、例えば前年度の決算状況等を気にしておるかということでお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 西部工業団地計画跡地におきます事業計画について、資金調達を行うことが見込まれます株式会社アルカホールディングスの経営状況につきましては把握しておりません。

現状は、循環型農業による事業計画の提案をいただいている状態であり、今後、企業側の条件が整いまして、事業着手に向けた準備ができた際には、跡地活用を担う事業者として適当な相手方が確認していく中で、その時点での経営状況も含め、必要な企業内容を把握していくこととなります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 町長は、以前ですけれども、この感じは水面下で二、三年前からやっている、もうそうすると四、五年、もっとなっちゃうんですけれども、やっていたということをごどこかでお話しになったと思うんですが、それはそうとして、今聞いた話では、決算状況等、会社の経営状況については知らない。じゃ、反対じゃないですけれども、そもそもこの話が出てきて、町民説明会をする場合におけるアルカホールディングスの経営状況等も調べていないということではよろしいのかどうかお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 説明会以前の経営状況についても把握はしてございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ということは、その山の骨が分からないところの会社と100億円もの膨大な資金運用についての話を進めてきておるということで、理解をさせていただきます。

それで、これは町長にお聞きするんですが、先ほど言ったとおり、一昨年の説明会の3日前程度に設立したとされる株式会社ライブは、実際にいまだかつてない幽霊会社となっている。それを町が改善センターに町民を集めて説明会をしたということは、これは大きな問題だと思うところなんですけれども、町民を欺いて説明会を開いておるということだと思いますが、これについて町長はどのような反論を打ち出してくれるかお聞きします。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 3年ぐらい前から水面下で話がありましたけれども、まずこれは、この企業側がその土地を何とか活用させてもらいたいという話から始まったことなんです。具体的に話を聞いている段階の中で月日がたっていったというふうなんですけれども。今の話で、ライブ、これは幽霊会社で、大きな問題だという話をしていますけれども、そもそもこの開発事業を着手するに当たって、企業側は新しい会社をつくって、新しい会社の所在を長南町に置く、長南町に会社を置くことによって、いろんな意味で町に貢献していたと、そういうようなこと。

アルコールディングスは、もうやってもいいんですけれども、この会社は、これは今千葉のほうかな、ツチダのほうに登記してありますので、ここがやると、どうしても税金との関係で、長南町に来たとしてもなかなか長南町にメリットが起きてこない。ですので、事業を始めるときには、新しい会社をつくって、その所在を長南町に置きたいと、そういう思いで説明会のときには話されていたんです。ですけれども、実際、なかなか事業がコロナの関係で、資金調達の関係で遅延しています。ですので、事業着手にまだ向かっていないわけですね。ですので、ライブそのものも設立されていないということになるんですけれども、私ども、今までずっと長年これに携わってきた大きな目的は、とにかくあそこの50、60ヘクタールの開発に伴って、その事業費が手当てできるかどうか、その会社はその資金契約をきちんと見極める必要があると。その1点で、今ずっと延び延びになっているわけです。

ですので、資金繰りが我々の目でもはっきり分かるような状態になってくれば、これは積極的に関与して、早めにその新しい会社を立ち上げていただいて、開発許可を取っていただくと。そういった過程の中には、住民説明とか、いろんな意見を求めていかなくちゃいけない部分もありますけれども、そういったことをやっていく必要があるのかなと、そういったようなことで考えています。

したがって、ライブ会社がまだ設立していなくても、そんなに私どもは大きな問題はないと、そんなように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） コロナ等でいろいろ延びているという話は、これはそれはそれであるのかもしれませんが、私の言いたいのは、住民説明会のパンフレットに株式会社ライブというふうにちゃんと印刷されておって、3日前にできたんだということをその場で、登記したんだということをおっしゃったわけですから、この辺がちょっと何か疑義があるところでございます。

先ほどから言っているとおり、保養センター跡地も中国系が所有することになってしまったと。これも、同計画も香港マネー、中国マネーが100億、その実態は分かりませんが、使うんだよというような、すごい計画が出てきたわけでありまして。ですから、その辺ちょっと、また中国系かということいろいろ心配を、要らぬ心配をしているのかしれませんけれども、心配をしてしまうということでもあります。

先ほど、町長はそう問題がないよということと言ったかもしれませんが、そうではなく、これは大きな問題だというふうに私は理解をしたところでございますので、ご承知おき願いたいと思います。最低でも、民間の信用調査でも使って、コロニーはどういう会社なんだというようなことで、経営は大丈夫なのかという

ようなこともやっていないということは、もっと違う何かがあるのかなと勘ぐってもしまいますが、先ほども言いましたが、一部だけ買収されて、元住民が持っていた中の土地を法外な買収をされて持たれてしまって、そこを理由にいろいろまた町が、この計画がなくても、やめてもですよ、後々またいろいろいちゃもんをつけられて、道を造ってくれだとか直せだとか言われることがないように、これはちょっと慎重に対応していきませんと、山の端っこだから、町の端っこだからいいんだよというようなことではないと思うんですね。

時間もないので、これはこの辺で終わりにしますが、先ほども言っていますとおり、例の説明会は非常に問題であるというふうに私は思っていますということで、またご了解いただきたいと思います。

次に3番目、街中、シュクナカの関係ですけれども、ここにはいろいろな開発計画がありました。辰五郎記念館建設計画とかですね。後に令和元年9月には、約1,400坪の敷地に複合施設を造るんだとか、いろいろ計画プラン図も出てきましたし、辰五郎記念では、いろいろな収支の報告も、表もあったわけです。

町民は、今、これどうなっちゃっているのかなということで、そういう声も聞きますので、どうなっちゃっているのかなということでお聞きしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総合調整担当主幹、田中英司君。

○総合調整担当主幹（田中英司君） 加藤議員のおっしゃる、上物の建設計画につきましては、もう既に断念せざるを得ない状況になっていると認識しております。

しかしながら、中央公民館の整備による複合施設の考え方は、引継ぎ、継続されていますが、ご承知のとおり、建設位置につきましては、昨年6月12日の議会全員協議会において説明したとおり、役場本庁舎の建設関係と連動する中で、町づくり委員会においては協議を継続するとして答申内容は保留となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 了解しました。

今回、役場庁舎ができる関係については、議会も議決をして進めておいてくれて進んでおるんですが、個人的には、あまりこれは賛成は、僕はしていないわけでありまして、要は、庁舎は造ります、公民館は分かりませんが、こうやって言われても困るだけけれども、全体を、やっぱりプランを、公民館も位置、場所、庁舎も全部決めて、それで町が造るのは庁舎だというようなことで、公民館がまだふらふらして、今の場所に行くのか、街中に行くのか、ということを曖昧にしながら庁舎を建設していくのはいかがなものかと。もっと全体を見詰めてプランをつくって、そこで年度を決めて、まずは庁舎を造りますというような感じで言ってくれるのが、一番町民も全体構想が見えてよらしいんじゃないかなと思っていますところで、これは私の意見ですので、この質問は終わります。

次に、国民健康保険について伺います。

国保連合会というのがありまして、隔月で「房総の国保」ということで、結構な部数を作るのか分かりませんが、お金をかけて作っているようで、私も何冊か頂いたことがありまして、この中を開いてみますと、県内市町村の1人当たりの医療費が載っている。全市町村が棒グラフで載っているわけですが、本町の1人当たりの医療費は県内でも、トップとはいきませんが、上位のトップクラスにいつもいるのかどう

か分かりませんが、相当上位にいて、医療費を国保では町民は使っておるということのようでもあります。

国保ですから、お年寄り等が多いわけでしょうから、致し方がないという感じもあるのかもしれませんが。最近の医療費の、国保の長南町の状況、高い理由、それからコロナ禍で結構病院が疲弊したというようなニュースも聞いたりします。この辺、状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、本町の近年の医療費の状況の関係でございます。

医療費の状況につきましては、被保険者数の減少の影響もございまして、減少している状況でございます。令和2年度の医療費につきましては、約8億7,400万円で、令和元年度と比較しますと、約960万円減少しております。しかしながら、加藤議員さんもおっしゃられるとおり、千葉県の1人当たりの医療費の平均と比較をしますと依然として高く、令和2年度の1か月分の1人当たりの平均医療費は、本町が2万9,313円で、千葉県の平均が2万4,239円ということで、5,074円ほど高く、県内の順位ですと、上から7番目の順位ということになってございます。

次に、医療費が高い理由の一つとしましては、医療費が高い県内の市町村を見ますと、過疎地域の市町村が多くて、高齢化率が高いということが共通してございます。医療費が必要となる高齢の年齢層の方が多くて、医療費を上昇させている要因と考えております。

また、本町の医療費のほうを分析いたしますと、医療費がかかっている疾病別の上位は、第1位が糖尿病、第2位が高血圧症、第3位が慢性腎臓病、人工透析も含まれますが、という順になっております。この分析から、本町は糖尿病の患者が多いことが分かり、糖尿病に疾患し、進行してしまった場合は人工透析にかかるおそれもあります。

また、がん疾患も高額な医療費の上位を占めておりまして、令和2年度の医療費は1億3,000万円となっております。

以上のことから、本町の医療費につきましては、糖尿病やがんですとか高血圧症といった継続的に医療費がかかる疾患が医療費の上位を占めており、高額な医療費が継続することが理由と考えられています。

次に、コロナ禍での医療費の状況でございます。こちらは全国的にコロナウイルス感染拡大の影響により、医療機関の受診控えが表れておりまして、本町におきましても医療機関の受診控えが顕著に表れております。

年々、被保険者数の減少によりまして、受診件数は減少しておりましたが、令和2年度は元年と比較しまして、約3,000件と大幅に受診件数が減少しておりまして、コロナウイルス感染拡大によりまして影響によるものと考えられております。

しかしながら、医療機関への受診件数は大幅に減少しておきながら、一方で医療費につきましては大幅な減少はしてございません。理由といたしましては、コロナ禍によりまして影響で、医療機関の医療逼迫によりまして、重症化の入院患者を先に、優先的に引き受けたということによりまして、1件当たりの入院単価が上昇してしまったことや、同様に重症化の外来患者を優先的に引き受けていること、一般の外来患者との診断によりまして接触を軽減するため、処方日数を延ばした調剤の処方をしていることなどによりまして、1件当たりの外来等の単価が上昇しているということが考えられております。



現状等は以上になります。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 説明ありがとうございました。いろいろな理由があるようですが、コロナ禍で減ったけれども医療費は減らないとか、いろいろあるようで、皆さんご存じかどうかは知りませんが、日本人は薬が大好きでございましてね、世界の医薬品メーカーは日本でお金をもうけているというのが現実のようであります。

国保ではなく日本の総医療費として、いろいろ数字を見てきますと、前回どこかで言ったかもしれませんが、40兆円だか、45兆円だとか、年間の医療費、医療関係従事者が全てこの中で生活をしておるわけですが、かかっていると。その割に国防費は5兆円だということで、国防費をもっと増やさないとははいけないと思うわけですが、あまりにも医療費が高額になっている日本なのでありますね。

いろいろ、どうしてもやらなくちゃ支障がありますけれども、一番大変なのは、さっき言ったとおり薬代が相当なシェアを多分占めておるんだろと思うます。先ほど河野課長も言ったんですけども、薬の関係も、僕の調べた範囲では、血圧関係の薬、それから睡眠薬だとか、抗不安剤とか、そういう精神的疾患の薬、それから糖尿病の薬、睡眠薬も抗不安薬もそうですけれども、基本的にはこれは全部生活習慣によって引き起こされている病気だということの思うわけですね。一番変に思うのは、血圧関係ですけれども、血圧の基準がどんどん年々じゃないですけども、何年かで下げられてきて、昔はこの血圧でもいいといったのがだんだん下がってきて、今は130とかになって、今まで何も病気ではなかった人がみんな病気にさせられて、そこで降血圧剤を飲ませられると。ドクターからは、これ一生飲むんですよと言われるんですね。はいはいと言って、膨大な医療費の中の薬代を使っておると。糖尿病もそうですよね、みんな。ですから、この辺、町はこれをいろいろな理由があって言いますけれども、せめて平均近くまで持って落とさないで長南町は金食い虫だとなってしまうんですが、現在もいろいろな健康管理政策は行っておると思いますが、さらに目標を決めて、内情を皆さんによく分かってもらって、そこでみんなが健康になっているふうにしたら、どうしたらいいかというようなことで進んでいかななくちゃいけないと思うわけです。

どのような、今、策をやっていて、今後、何かいい策がないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 医療費の関係ですけれども、加藤議員さんがおっしゃられますように、本町では糖尿病ですとか高血圧症の疾患の医療費が高いということで、糖尿病と高血圧症を未然に防ぐことが医療費を抑制するために重要であるとはもちろん考えております。

このことから、本町では、糖尿病性腎症重症化予防プログラムというものをつくってございまして、そのプログラムに基づきまして、糖尿病性腎症の重症化のリスクの高い対象者につきまして、かかりつけ医さんと連携いたしまして、保健指導のほうを実施してございまして。

また、高血圧症のリスクの高い対象者に対しては、民間事業者へ委託しまして、高血圧症予防教室を予定してございまして、糖尿病ですとか高血圧症のリスクの高い対象者へのアプローチをしていくことで疾患のリスクを低減していくということで、最終的には医療費の抑制に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） いろいろ計画して取り組んでいただいております。よろしくお祈りしますが、先ほどからも言っているとおり、生活習慣病を薬で治そうという発想が、これがそもそもおかしいので、生活習慣病は何でなったんだというところまでいきませんと、この問題は多分解決しないんです。生活習慣病で要は医食同源で、食べた物、量、種類によって、運動によって生活習慣病になってしまうと。医薬業界にすれば、どんどん生活習慣病になってもらって、薬も売れて、病院も潤っていけばいいわけですが、それをやっている、長南の町の人々の健康がむしばまれていくことを横で見ているというような感じになってしまいますんでね。諸悪の根源は生活習慣病、成人病ですから、昔の。この間、中学校の25%が生活習慣病であるということで、また教育長にはこの話を聞きますけれども、問題は大きい問題であります。ですから、その辺、原点に戻って、先ほどから言っている関係の生活習慣病関係をいかに治していくかということで今後またご尽力いただいて、また新たな方向で考えてみていただければということをもってこの質問は終わりにします。ありがとうございました。

次に、災害対応についてということで、私はかねてより思っておって、ちょっと時期があれだったんですが、一昨年大雨によって、いろいろ土砂崩れがありまして、私の家の前も土砂崩れで川がせき止められまして、水が全部田んぼに入って畦畔を壊すとか、いろいろなことが坂本のほうでもございました。

どこに持っていくのということで聞くと、いろいろ町もいっぱい、利根里だ、水沼だとか、いろいろ場所を探して残土を運んで何とかやっていただいたということで、また同様な災害がいつ来るとは分からないわけでありまして、この異常気象ですから、台風でなくても集中豪雨というのはあって、台風は一過性で行ってしまいますからいいんですけれども、停滞された集中豪雨というのは、これも何とも言いようがなく、おととしの状況なんでしょうけれども、そこで日頃よりやっぱり土地処分、捨てていいところを確保しておかなくちゃいけないと、もっと各地に。全部そこに持っていくんじゃなくて、4地区あれば4地区のどこかにあったほうがいいのかなと思っています。周りを見渡したりしますと、土地改良、これはシタとかはいけないんですけれども、土地改良をせずに道の脇でいろいろ捨ててもいいような耕作していない畑、田んぼ等があります。これは農業関係ですから、またそれは慎重にいかなくちゃいけないんでしょうけれども、そういうところを日頃から、例えば区長さんたちを通じて地元でそういう土地がないですか、提供してくれる人がいませんかというようなことを探しておいてもいいんじゃないかなと思って、町はどうかなと考えるをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 令和元年の10月25日、この豪雨災害では、崩落した箇所も非常に多く発生し、また新たに仮置場を設けるなど、崩落した土砂の処理に非常に苦慮したところでございます。

ご質問にありました埋立てを希望される土地があれば、復旧作業においても有効的に活用ができますので、その情報を収集しまして、町としても災害に備え用意をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 先ほど板倉議員さんのほうから、ドローンによる云々ということで、なかなかいいなというふうには思っております、板倉さんにもそういう話をしましたが、それとプラスアルファで、これは余談のお話であれですけれども、聞くわけじゃありませんけれども、各地区に、この時代ですから、SNSで動画や信号が送れると、あと町の受付体制をどのようにしておくかによって、空中撮影もさることながら、地上での各地の災害の様子が、本部があれば本部、本部がなければ総務課のほうで分かるんだというシステムを考えていただければいいなということで、これはお願いということでひとつ申し添えまして、この質問を終わりにします。よろしくお願いいたします。

次に、6番目に新型コロナワクチンの接種についてをお聞きするわけでございます。

前回の臨時議会において、大倉議員さんがこの旨の発言をなされました。私もそれを聞いていて、うん、なるほどなと思って、再度確認という意味で聞くんですが、何かといいますと、65歳以上云々ということで、今日、いろいろ集団接種の話も全部お聞きしておるわけでございますけれども、住民にサービスをする執行部、町長をはじめ以下、公務に携わる職員、教職員、医療従事者、いろいろおりますけれども、この辺を、大倉議員が言ったとおりに、早くさせるべきではないかということのお考えを聞くんですが、町長は町のトップとして一番重要、教育長も重要ですが、お二人は、もうワクチン接種の予定が取れましたかどうか、町長のほうから。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 私は実は月曜日に1回目の接種を受けました。かかりつけ医のほうから予定を入れていただいて、打ってきたところであります。

○議長（松野唱平君） 教育長。

○教育長（糸井仁志君） 6月の中旬、7月の初めに予定を入れさせていただきました。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 町長は、今お聞きしたところによりますと、既に1回目は打ったということで、また時期を置いて2回目ということで、これは非常に大事なことだと思います。教育長ももう予約はあるということで、本人が希望するわけですから、接種をしてもらうということでよろしいんですが、非常に大事でございますから、町長、教育長に限らず、そこに座っていらっしゃる課長さん方、例えばガス課の連中、ガスに供給不良が起きては困りますからね。あとは学校関係、教職員ということは、もう率先してワクチン接種ができる体制をやっぱり確保したほうがいいんだろうと。

当初の、最近のニュースで、余ったから首長に打ったら、いろいろニュースになったりいたしたことはありますけれども、あの中での反論として、いろんな意見を聞きますと、これはもっと早く正確に明確にして打ってもらうべきであるという意見もあります。僕はそのとおりだと思いますね。だから、65歳以上も大事ですけれども、皆さんの上に立って指揮監督する人の生命というのは大事だと思いますので、といて、これが町長が、皆さん打ちますということもなかなか厳しいと。僕の考えるには、議会が皆さんに早く打ってもらいましょうと、議会で意見書か何かを出して、町長に。議会が言った、早く打ってくれと言われているよ、だからもう教職員全部先に打ちちゃうよと、さっきの保育所は打つでしょうけれども、というようなことがあってもいいのかなということで、ここでどうこうというわけじゃありませんけれども、町長をはじめ職員、議会もそうなの

かもしれませんがね、議会から教職員の方々に早く打ってもらったほうがいいよと、町民に説明をして、打ってもらおうと。あくまでも希望する者についてですけれども、やったほうがいいんじゃないかなと思って、ちょっとお聞きをしたところでございます。ひとつまたよろしくご検討をお願いしたいと思います。

ちょっと余談ですけども、今、ニュースによりますと、塩野義が国産ワクチンを年内に云々って話があります。今はファイザーのを2回打たなくちゃいけないので、塩野義は何回打つか分かりませんが、恐らく遺伝子組換えじゃないワクチンだと思いますが、塩野義は。これはどうもファイザーはちょっと嫌だと、でも塩野義なら打つよというような方もいるかもしれません。ただ、次期的に遅れますが、この時期が遅れたときに、無料で接種できるかどうか、課長、もし分かればちょっとお教え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 確かに塩野義製薬のニュースは聞いているんですけども、その辺のものが、今の段階で無料で接種できますよとかという話まではまだ下りてきていませんが、国はワクチンの接種を国民に無料で行うという話があります。ただ、今の状況ですと、塩野義製薬ができる前にファイザーですとか、モデルナも認可をされておりますので、その関係で、通常、一巡目というのも変ですけども、取りあえず打ちたいという方には、取りあえずファイザーですとかモデルナが、全てそういう希望の方には今年度中には接種の見込みになるのではないかと考えています。ただ、その後の話ですので、その辺はちょっと申し訳ございませんけれども、情報が来ていないので、何ともちょっとお話しすることができません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今回のワクチンで、どのくらい抗体がもつ期間があるかというのは、なかなかまだ出ていないようなことでも聞きます。あるのかもしれませんが。ということは、また2回目、3回目を何年か置きに打たなくちゃいけないということが出てくる。では、これは誰が金を払うのということが出てきますので、この辺もまた各、集まったときに、そういうことを言っていたのもいましたということで、よろしく、将来的な感想を、よろしくまた意見を言って、皆さんの意見を聞いてきていただきたいと思いますので、よろしくお願います。

以上でこの質問を終わりにしまして、最後に教育長にお尋ねする関係で、先ほど板倉議員さんも、教育に非常に熱心でございまして、今回、この関係に、僕と板倉議員とあと何人いるかな。今回、糸井教育長、初めての議会でございますので、誰も質問をしなかったというのも、ちょっとこれもまたおかしな話になっちゃうんで、何か聞かなくちゃ申し訳ないなと思ってあれなんですけど、2か月ちょっと本町に在籍をしていただいて、教育委員会会議も2回ぐらいやったのかなと思います。教育委員さんとも、もう十分連絡は取れておと思いますが、この本町の学校教育に接して、どのような感想を、教育体制に感想を持っているか、先ほどの板倉さんと関係するかもしれませんが、どのような人間を育てたいのか、また、不登校や健康問題についてどのような、教育長は考えを持っているのか、この先でお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 教育長就任以来2か月、入学式や運動会などの行事へ参加させていただき、また、授業や登下校の様子を見させていただきました。

小学校も統合5年目を迎え、子供や先生方、地域の皆さんのこれまでの活動が随所に感じられる学びやになっているなど感じました。施設面でも、周囲にフェンスを巡らせるなど安全に配慮し、また、恒常的に修繕や改善に取り組みられています。子供たちも、登下校など、地域の皆様に見守られ、また、学校においても多くのボランティアのご支援をいただき、素直で健やかに成長しているなど感じさせられました。

郡内他市町村に先駆けてのタブレット、電子黒板の導入や、教材費、給食費の補助、また、きらり輝く長南っ子事業による子供の体験活動や自主的な活動の推進など、財政的にも学校教育推進に積極的に取り組んでおります。

議員ご質問のように、社会の変化に伴い、長南町の子供たちにも不登校の問題や、小児生活習慣病などの健康問題が見られます。

健康問題については、健康診断の受診結果により、個別に管理栄養士及び保健師による個別の説明を行うとともに、学級活動や体育の時間等で健康管理について指導し、また、遊びや授業の中で主体的に運動に取り組めるよう工夫しております。

不登校の原因は様々で、一律に解決することはできません。不登校で苦しんでいるのは本人であり、家庭です。学校では、寄り添うことを第一にして、日々の細かな対応に努め、また、子供や保護者が抱える課題を探しながら取り組んでいます。関係機関と連携して、学校、家庭が一丸となって取り組む体制が取れるよう、教育委員会も関わってまいります。

大きな方針ですが、子供はその活動範囲を親の下から家族へ、隣近所へ、そして学校へと広げながら成長してまいります。しかしながら、現在の社会情勢では、その環境を十分に与えることは難しい状況もあります。議員指摘の子供や家庭が抱える問題もそこに起因するところもあると考えます。長南町の一貫教育、コミュニティスクール活動は、それらを補い、健やかな子供の成長を図るものと考え、全町民を挙げての教育を推進してまいりたいと考えております。

社会の変化に対応できる、確かな学力と豊かな心を持った、ふるさと長南を愛する子供を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 時間もありませんので、手短かにいきたいと思いますが、教育長が考えて、施設面はそんなにもう、本町はそう問題ないだろうと。先ほどのICT、ICTと話をしていますけれども、非常にお金も使ってきています。あとは、それをいかに上手に使ってもらって人間を育てていくかということだと思います。

きらり輝く云々はちょっと私も以前から、あんまりこれはもういいんじゃないのということで、反対をしておるわけですが、また十分この辺は、やるなら有効的にやってもらわないと困るということで、これは教育長とのほうで、またご相談とか、ご意見を頂戴したいと思います。

不登校の問題ですね。これは、教育長がおっしゃったとおり、いろいろ千差万別です。いろいろなあれで、

横着で出てこれないと、出てこれないの、これは全部不登校で絡めちゃうのかもしれませんが、ここにもう少し、何人いるかちょっとまだお聞きしませんけれども、分かれば教えてもらいたいですけれども、ちょっと金と人材を使ってやって、要は学校に来なくても、もうしょうがないよ、しょうがないと。ただ、じゃ、彼ら、彼女が自立して、中学校を終えたときに、できるというところが大事であって、別に読み、書き、そろばんができればそれにこしたことはないですけれども、社会に出られるというところが大事だと思うんですね。だからこの辺、知恵を出してもらって、学校に来るのがメインじゃなくて、世間に出せるかどうかということを考えていただければと思うところでございますので、この辺にまた知恵とお金を使って、不登校の対策はよろしくお願ひしたいと思います。

減ることは多分なくて、これは増える方向だけになってしまう。このIC化の時代に、負の遺産として、これが多分あるんだと思います。先ほども板倉さんのおっしゃっていたとおり、昔はこうだったというのが、言ってもしょうがありませんけれども、なかなか友達関係がうまくいかないとか、そういう問題が多分ありますので、その辺、学校にいる子がさらに不登校になることがありますので、十分目を凝らして、各児を見ていただきたいと思いますのは、私が言うのはおこがましいですが、そういうことであります。

ひとつ、健康問題に関して、先ほども言いましたけれども、去年の議会では、教育長はご存じかどうか、本町の4分の1が生活習慣病か、もしくはその懸念があるということで、ちょっと4分の1はひどいですね。将来の医療費を、また、たくさん食べたり、健康を害したり、日本の負の財産としてなっていくわけですが、そこをうまく学校教育自体からやらしてもらわないと、これは子だけの問題じゃなくて、親の問題が十分あって困っちゃうんですけれども、肥満の家族はみんな肥満なんだというようなことが、多分言われることがありますけれども、これをよく考えると、遺伝で肥満になっているんじゃないかと、親の食生活を、一緒に子供が食生活をやっているから肥満になっちゃうんだよということも相当影響があるようです。世間にはいろいろな安いものが出たり、すぐファストフードみたいな、ジャンクフードがいっぱいこうやって出ちゃっているわけですね。これをやっぱり、よく学校教育の中で、そういう商店をどうこう言うわけじゃないですけれども、売るのはしょうがないけれども、買うのはちゃんとよく考えなきゃいけないねということ、親子が恐らくやってくれないと、この問題は解決しないし、大きな、将来的な問題にもなっちゃいましたから、今後またさらになるという考えですけれども、健康関係に関して、ちょっと教育長の意見をお聞きしたい。もうちょっと。

○議長（松野唱平君） 教育長。

○教育長（糸井仁志君） 健康管理の大切さについては十分認識しているところでございます。将来、社会に出て生活するためには、自分で自己管理が、健康管理ができるというのはとても大切なことだと思いますので、その点についても力を入れてまいりたいと思います。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 2分ちょっとですけれども、話は変わりますけれども、私は、統合する前に、各小学校を回って、国旗の掲揚をいろいろしているのかなということで見ました。ずっとやっている旧西小学校なんていつも揚がっていたし、全く揚がらない長南小とか、豊栄小学校はたまに揚がっていたかな。要は、それはもう昔の話で、小高さんにも言ったかもしれませんが、国旗はちゃんと掲揚してもらいたいなと。じゃ、今日学校がやっているなど、小学校に行ったら、みんな自国の国旗が学校に揚がっているわけなんですけれ

ども、その辺、国旗の掲揚を学校でお願いしたいと思いますが、教育長は国旗に関してどのようなお考えがあるかお聞きします。

○議長（松野唱平君） 教育長。

○教育長（糸井仁志君） 国旗は日本国の象徴ということで、大切にしなければならないものだと考えております。その心を育てていくのはとても大切なことではないかなと考えております。

今の掲揚については、また学校のほうと話し合いたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 現在、揚がっていないというわけじゃなくて、揚がったり、揚がらなかったり、誰かしているのかという感じでずっと見ていましたもんですから。天候の問題もありますし、いろいろそのときはありますけれども、基本的には揚げてもらいたいというのが私のお願いでありまして、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

あと1分ですね。歴史と文化と伝統を守る、継承できる子供をつくってもらいたいと。さらに言えば、守るものはいっぱいあって、国を守ることもちゃんと教えてもらわないと、平和ぼけしていちゃいけないよということで、世の中、世界はいろんな情勢で、もう悲惨な目に遭っている子供なんていうのは山のようにいる状況ですから、その辺、産育プラス国を守ることも十分学校教育の中で、社会に、中学校3年で義務教育を終わって外へ出すわけですから、ひとつ学校の任務は非常に責は重いものがあると思って、教育長も当然知っておりますけれども、そういうことがありますので、ひとつよろしくお願いをして、答弁は必要ありませんけれども、時間が来ましたので、これで終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分を予定しております。

(午後 2時00分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

---

#### ◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 次に、1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 1番議員の宮崎です。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名3件、要旨5件について一般質問をさせていただきます。

感染予防ということで、5月15日に、保護者2名の枠の中で長南小学校春季大運動会を見てまいりました。感染予防対策として、見学者には氏名の記入、マスクの着用、検温、アルコール消毒、そして終わりますと、全部確認できたということで、リストバンドを手首に巻いて装着をして会場に入るといった段取りをしておりました。また、保護者と生徒の動線を分け、生徒は競技中以外はマスク着用といった感染予防対策が取ら

れておりました。当日は、天候も午前中雨が降っており危ぶまれましたが、先生方、PTA役員の皆様、関係者の皆さんのおかげで無事終了することができました。本当に感謝申し上げます。

そういう中で、学校生活においてもコロナ禍1年半が経過しようとしています。

そこでお聞きます。小・中学校の防疫についてでございます。

令和2年第2回定例会において、小学校感染症の予防策について質問しておりますが、そのときは、文科省通知の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対応しているとの回答でございました。感染対策には日頃から取り組んでいると思いますが、現在の小・中学校における清掃及び消毒について、どのように実施しているのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 現在の小・中学校、清掃及び消毒の取組について答弁させていただきます。

現在、小・中学校における衛生管理は、文科省指定の策定されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び県教育委員会策定の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき取り組んでいます。

ご質問の清掃及び消毒については、国のマニュアル、県のガイドラインに沿って行っているところですが、昨年8月6日付で、清掃及び消毒については改定がなされ、通常清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる考え方が提示され、発達段階に応じて児童・生徒がこれらの作業を行ってもよいこととされ、特別な消毒作業は一部を除き基本的には不要となり、その上で、消毒作業を実施する場合は、外部人材を活用することや、過度な消毒とならないような配慮等が求められました。

これを受けて、小・中学校の清掃及び消毒作業は、発達段階等を考慮しまして、中学校では生徒が、小学校ではこの3月までは業務委託で行って行っておりましたが、4月から教育活動の一環として、小学校では縦割り清掃ということで児童が行っております。なお、懸念される変異株も考慮した上で、文科省では、4月28日付でマニュアルの改訂を行っており、それまで消毒が推奨されていた大勢がよく手を触れる箇所、これは手すり、ドアノブ、スイッチなどですが、1日1回の消毒を行って行っておりましたが、児童・生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、これらの作業も省略することも可能となりました。小・中学校では、それぞれ対応を協議しましたが、児童・生徒の手洗いの励行とともに、手すり等の消毒は、引き続き先生方で担当していただくこととなり、現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） マニュアルも改訂されて、児童・生徒たちの指導も行われているとのことでございますけれども、今回回答があった中で、適切な手洗いが行われた場合に限りということで、先生方による手すりの消毒等は継続になっているようではございますけれども、先生方の負担というのはどんなふうになっているか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○学校教育課長（川野博文君） 先生方の負担につきましては、支援員さんもおられますので、この辺に協力を



いただいて手すり等の消毒を行っている。清掃については児童・生徒が行っているという状況でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。大変だと思いますけれども、感染予防策については適切に行われていると思います。継続をして取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の要旨に移りたいと思います。

学校施設への光触媒コーティングについてであります。

先ほど、3月までは業者に一部消毒をお願いしたということでございますけれども、この光触媒、最近よく耳にするようになってきた言葉であります。光触媒のコーティングとは、家具や手すり、壁などにコーティングを施工し、表面に光が当たると酸化分解作用が働き、ウイルスや細菌などが分解、抑制できると、こういう抗菌技術のことを光触媒というふうに申し上げます。

現在のコロナウイルスにつきましては、従来型から変異してイギリス型、南アフリカ型、それからブラジル型、インド型と変異を続けています。特にイギリス型、南アフリカ型は、従来型より感染しやすさが1.3倍から1.5倍というふうに言われておりますけれども、この光触媒コーティングは、先ほども言いましたように、表面に光が当たりますと分解作用が働くということで、これは太陽光だけじゃなくて、蛍光灯等の光も同じく分解作用が働き、ウイルスの突然変異なども影響を受けないということが考えられております。そういう点で、先ほどの、消毒なり清掃はしていただいているんですけども、毎回のアルコール消毒とかは大変だと思います。

この光触媒ですけれども、現時点では、いろんな多くの病院や幼稚園、介護施設等でも使われているというふうにお聞きします。この光触媒のコーティングを学校施設の中に行ってはどうかと思いますけれども、そこについてお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 文科省で策定されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における消毒等につきましては、新型コロナウイルスに対する有効性が確認されたものを現在推奨しております。现阶段では、まだ光触媒の確認が取れませんので、今後注視してまいりたいと思っています。お願いします。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） コロナウイルスに対する有効性が確認されたものを推進して実施をしているということでございますけれども、先ほど述べたように、毎回の消毒等々は、先生方にとって非常に労力がかかるというふうに考えます。そういう中で、ワクチン接種も今後12歳以上という話も出ています。確かにそれが最後のとりでなのかもしれません。ただ、やっぱりこのコーティングをしますと、殺菌もできる、抑制もできる、あと汚れもつかないという利点もあるそうです。

そういう中で、現在、いろいろな光触媒のコーティングの技術や会社が報告されています。もしそういうことを考えて施工していただくならば、施工の実績は施工例を精査していただいた中で、学校施設への導入に向け、ぜひ前向きに検討いただければと思います。よろしく願いします。

次の件名に入ります。防災協定についてお聞きします。

本日、板倉議員からも災害協定というお話がありました。特段、打合せはしていませんけれども、何かかぶってしまっていますけれども、災害協定とは、災害が発生した場合に必要な人員や支援物資の提供について、民間企業との間で事前に取り組んでいくこととございます。被災した自治体では、災害対応を行うために、平常時とは比べ物にならないくらい大量な業務が発生します。その中で災害対応を行うには、自分たちの既存のリソース、資源でございますけれども、ではとても対応できないので、事前に民間企業と協定を結んでおく体制の構築が必要であると考えます。民間企業には行政にないノウハウや専門的な技術があるので、事前に締結しておくことで、災害時に必要な物資をまとめて受け取ることができます。自助、共助による自主防災組織等々の底上げも不可欠だと思いますが、現在の民間企業との災害協定締結状況、そして今後の企業連携についてお答えください。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、民間企業との災害時応援協定の状況についてでございますが、まず人的支援関係では、1つ目といたしまして、千葉県行政書士会と相談窓口の開設、罹災証明書の支援など、2つ目といたしましては、千葉県家屋調査士会と建物の滅失登記申請の相談業務など、3つ目といたしましては、東京電力と連絡調整員の派遣など、4つ目でございますが、千葉県ペストコントロール協会と防疫業務など、5点目としては、町建設業組合、ガス協同組合と災害時の応急復旧や除雪作業の協力などでございます。

次に、物資関係の支援では、日本福祉用具供給協会と福祉用具物資の供給協力、2点目で、株式会社伊藤園、またコカ・コーラボトリング株式会社と飲料水等の供給協力などでございます。

次に、大規模災害時等における広域医療救護所に関する協定といたしまして、長生郡市内の各市町村と宍倉病院、塩田記念病院、長生病院の3つの病院と災害時における広域医療救護所の設置、医薬品衛生資機材整備などの協定を締結し、その他では、ヤフーやゼンリン、郵便局などと情報提供や発信に関する協定など、民間との協定は合わせまして十数社と締結をしております。

次に、今後の企業連携についてでございますが、企業との連携につきましては、有用な災害対策の一つの手段として考えております。今後、企業からの提案、また町として必要な災害物資などを検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 民間企業との協定については、現在数十社ということでございます。

今お話があった中で、万が一災害が発生した場合に、公用車の燃料等々の協定は結んでいないように見えますけれども、まずその点がどうなのか、1点。

あとは、避難所に段ボールベッドを設置していると思いますけれども、この段ボールベッド、何回ぐらいまで使えるのか、使い回ししていくのかということとちょっとお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 公用車、また発電機等の燃料、ガソリン、軽油等ということになろうかと思いますが、現在は町内の商店、企業さんとは協定を結んでおりません。今後また新庁舎等で発電機等を考えておりますので、相談しながら燃料等の協定については進めていきたいと考えております。

2点目の段ボールベッドにつきましては、感染症等を考えまして2回から3回、段ボールですので物自体のへたりも出てくるかと思えます。その辺で、やはり必要なものもありますが、必要な数量というのも考えた中で、これから協定を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 公用車は、燃料がなければ災害現場にも出向けません。やっぱりこれをちゃんと確保しておくということは大事だと思います。

また、他町村になりますけれども、九十九里町、横芝光町、山武市、東金市等は、地元にあります段ボール製造会社と協定を結んでおり、災害時には、段ボールベッドと併せてパーティションが届くことになっているようです。有効な災害対策の手段でありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えますし、私も前の仕事の関係上、県内、県外合わせ数社の段ボール会社との付き合いがあります。そういう中で、もしお役に立てることがあれば、またよろしくお願ひしたいと思えます。

ということで、次の要旨に移りたいと思えます。遠隔自治体との災害協定の提携についてであります。

自治体同士での災害協定も有効ですが、広域に被害が広がることもあり、近隣自治体同士で協定を結んでも、どちらの自治体も被災し、お互いに助け合えなくなる状況も出てきます。そこで、遠方の自治体と協定を結ぶ必要があると思えますが、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 遠隔地の自治体との協定を締結することによりまして、本町が被災した場合、様々な支援を受けることができるものと考えられますが、協定の締結に至るまでは、その相手方と何かのご縁あるいは本町出身の方がいるなど、長南町と何がしかのつながりが必要と考えております。現時点では、このご縁のある自治体もないことから、締結には至っていない状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 縁がないということで、なかなかそういうところで難しいんですよという話ですけども、全部は調べていないんですけども、長生村辺りは、埼玉県の上里町と災害協定を結んでいます。なかなか、自治体同士の付き合いがないというのものもあるかもしれないんですけども、やっぱり先ほども言いましたように、もし災害があった場合、遠隔地であれば人の、さっき言いましたリソース、資源をお借りすることもできますし、逆に行って支援をすることもできるということで、有効な手段だと思いますので、まだ締結に至っていないということですけども、そこも、先ほどの企業との協定も含めながら、前向きにご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

次の件名に移りたいと思えます。町の財政運営についてお聞きしたいと思えます。

令和3年度の一般会計歳入予算は、町税等の自主財源が36.3%であり、地方交付税等の依存財源が63.7%と、人口減少等により安定的な税収が見込めないような状況になっています。また、自主財源の確保が厳しい状況にもあります。本町としては、給食費の無償化や、今定例会で上程されましたけれども、若者定住促進、こういった施策を打ち出しております、他町村からは、長南町って結構いいよねという話も聞いております。しかしながら、実際は人口減少に歯止めがかからないように思います。

そこでお聞きしたいと思います。今後の行政サービスの充実や効率的な財政運営をするために、重要な施策は何であるかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君） それでは、ただいまの宮崎議員のご質問に答弁のほうをさせていただきます。

ご質問にありました人口減少の問題につきましては、町といたしましても何とか歯止めをかけたいことから、その政策といたしまして、本年度から子育て支援の充実、保護者の方の負担軽減を図る目的から、給食費の無償化を行ったところです。

また、本議会に提案させていただいております若者定住促進に係ります交付対象者の拡大につきましてもその施策の一つと考えております。令和2年度には41件の移住相談があり、うち4件が成立となりました。この移住相談には、長南町で子育てをしたいという方も多く含まれておまして、令和3年度では、4月、5月で、既に12件の相談が寄せられております。このことから、受皿となります空き家バンクへの登録をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、一定規模の税収、雇用の場の確保が見込まれます企業誘致につきましては、誘致に向けたマッチングイベントなどにも参加をしておりますし、昨年度策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和7年度までに新たに2社を誘致する目標を掲げさせていただいているところです。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日付で施行され、今後、過疎地域持続的発展計画を策定していくわけですが、その計画に人口減少や企業誘致対策を盛り込み、国の財政優遇措置を受けながら、最終的には自立して持続可能な行財政運営を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 総合計画の取組方針の中に、「事業の見直しや統廃合、民間委託等を推進し」ということでありますけれども、まずそれはどのように考えているのか。また、先ほど答弁があった過疎計画における企業誘致などのどのような内容を盛り込んでいくのか、お答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君） 事業の関係につきましては、各事業の効果の検証を十分に行う中で、必要であれば、まちづくり委員会と第三者のご意見を伺いながら、それぞれの事業の方向性につきまして判断をまいりたいと考えております。

また、現在、町が主体で行っているイベント等は、民間企業の豊富なアイデアを生かしたイベントへと移行してまいりたいと考えております。また、過疎計画に盛り込む内容につきましては、人口減少対策では、子育て支援を中心とした、幼児から高齢者まで安心して暮らせる長南町の魅力ある事業を各項目に盛り込みます。企業誘致の関係では、企業に有利となります減価償却の特例及び減収補填措置を受けることができるよう、産業振興の項目中、産業振興促進事項に町全域を区域として盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 今あった産業振興促進事項に、町全体を区域として盛り込むという話ですけれども、今現時点はどのような区域の設定になっているのかお答えいただければと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君） 今現在も全域が対象区域となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。企業側も何らかの有利性がなければ、2社というお話もありましたけれども、進出してこないというふうに思います。ぜひこういう施策をいろいろやった中で、前に進めていただければというふうに思います。

とにかく、やっぱり自主財源、税収が上がるようなことを考えていかなければ、しっかりとした町民サービスも、行政サービスもできないというふうに考えますので、よろしくお聞きしたいと思います。

そういうことで、次の中でちょっとお聞きしたいんですけれども、財源確保の観点から、現在、無償化で貸し付けている旧4小学校なんですけれども、これについて、今後有償化するとか、そういった考えはないのか、お答えをいただければと思います。よろしくお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君） 現在無償で貸付けを行っております旧学校施設の貸付けにつきましては、次期更新時より、基本的には有償貸付けを前提に考えておりますけれども、企業の経営状況や、誘致当初の目的などが達成をされているか、また、町の地域活性化に寄与しているかなどを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 有償貸付けを前提に考えているということなんですけれども、この時期の更新なんですけれども、直近で一番更新が早いのはどこになるのか、順番等が分かれば教えていただければと思います。よろしくお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君） 直近では、来年4月に東小学校が契約の更新となる予定となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。その更新時に、ぜひ有償ということを前提に協議をしていただいて、少しでも町にお金が入るような形で考えていただければというふうに思います。

令和元年第3回の定例会において岩瀬議員より、既存事業の見直し、政策の見直し、ビルド・アンド・スクラップということで提言がされています。やっぱりこういうことをしっかりやっていった中で、施策を取り組むことが大切じゃないかなと私も思います。想定以上に急激な人口減少もあり得ると思いますので、スピード感を持った取組をお願いし、早いですがけれども私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時45分）